

九十九里町地域防災計画

共 通 編

目 次

第1章 総則

第1節 計画の目的及び構成	共-1
第1 計画の目的	共-1
第2 計画の構成	共-1
第3 計画の位置づけ	共-1
第4 計画の修正	共-1
第2節 計画の基本方針	共-3
第1 防災への考え方	共-3
第2 計画の基本方針	共-3
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務大綱	共-5
第1 町	共-5
第2 山武郡市広域行政組合	共-5
第3 山武郡市広域水道企業団	共-5
第4 東金市外三市町清掃組合	共-5
第5 県	共-6
第6 指定地方行政機関	共-6
第7 自衛隊	共-10
第8 指定公共機関	共-10
第9 指定地方公共機関	共-11
第10 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	共-12
第4節 自助・共助の役割	共-14
第1 住民の役割（自助）	共-14
第2 事業所の役割（自助）	共-14
第3 自治区・自主防災組織の役割（共助）	共-15
第5節 災害環境	共-16
第1 過去の災害	共-16
第2 自然環境の特性	共-17
第3 社会環境の特性	共-19
第4 地震被害の想定	共-20
第5 津波の想定	共-23
第6 風水害の想定	共-24
第7 大規模事故の想定	共-29

第2章 災害事前対策

第1節 自助・共助による地域防災力の向上	共-33
第1 防災知識の啓発	共-33
第2 防災訓練の充実	共-35
第3 自主防災体制の強化	共-36
第4 要配慮者及び避難行動要支援者の安全確保	共-38
第5 ボランティア活動の環境整備	共-41
第2節 公助による防災体制の整備	共-42

第1 災害活動体制の整備.....	共-42
第2 情報の収集・伝達体制の整備.....	共-43
第3 非常用物資の備蓄.....	共-44
第4 消防体制の整備.....	共-45
第5 災害時医療体制の整備.....	共-48
第6 緊急輸送体制の整備.....	共-49
第7 建築物防災体制の整備.....	共-49
第8 帰宅困難者・滞留者対策.....	共-50
第3節 地震に強いまちづくりの推進.....	共-51
第1 防災まちづくりの推進.....	共-51
第2 建築物・施設の安全対策.....	共-52
第3 防災拠点の整備.....	共-54
第4節 津波に強いまちづくりの推進.....	共-56
第1 津波防護施設の整備.....	共-56
第2 津波避難体制の整備.....	共-56
第3 広報・訓練.....	共-58
第5節 風水害に強いまちづくりの推進.....	共-59
第1 水害予防計画.....	共-59
第2 風害予防計画.....	共-61
第3 雪害予防計画.....	共-62
第6節 大規模事故災害への備えの推進.....	共-63
第1 大規模火災.....	共-63
第2 危険物等災害.....	共-64
第3 海上災害.....	共-65
第4 油等海上流出災害.....	共-65
第5 航空機災害.....	共-65
第6 道路災害.....	共-66
第7 放射性物質事故.....	共-66
第3章 災害応急体制	
第1節 防災組織.....	共-71
第1 災害対策本部組織.....	共-71
第2 災害対策本部の運営.....	共-75
第2節 動員・配備.....	共-80
第1 配備体制.....	共-80
第2 動員.....	共-82
第3 災害救助法の適用.....	共-83
第4章 災害復旧・復興対策	
第1節 生活安定のための緊急措置.....	共-89
第1 被災者の生活確保.....	共-89
第2 事業者等への支援.....	共-93
第2節 災害復旧.....	共-94
第1 災害復旧事業.....	共-94

第2 国の財政援助等.....	共-94
第3節 災害復興対策.....	共-97
第1 災害復興の基本.....	共-97
第2 災害復興本部の設置.....	共-97
第3 災害復興の流れ.....	共-98

第 1 章 総則

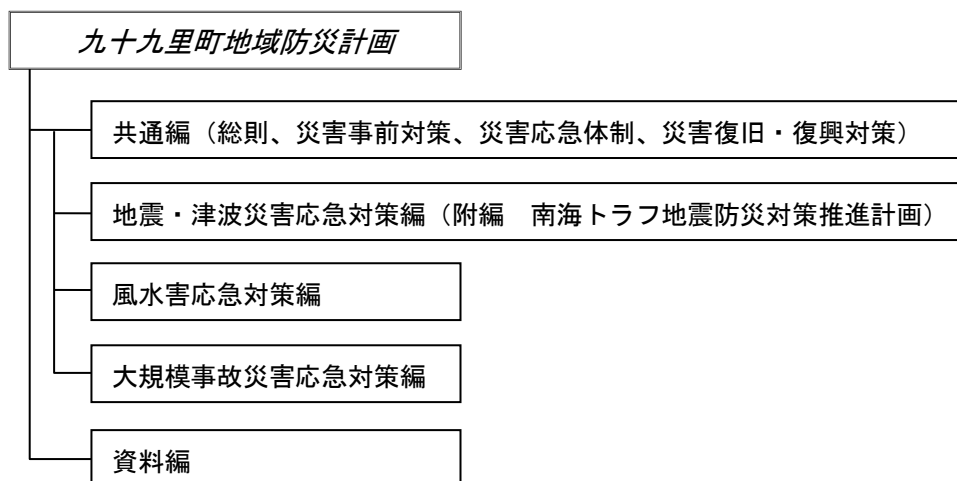
第1節 計画の目的及び構成

第1 計画の目的

本計画は、九十九里町の地域に係る災害に関し、本町及び防災関係機関等がその全機能を有効に発揮し、住民の協力の基に、災害予防、災害応急及び災害復旧等の災害対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、又は被害を軽減することを目的とする。

第2 計画の構成

本計画は、本町における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、「共通編」、「地震・津波災害応急対策編」、「風水害応急対策編」、「大規模事故災害応急対策編」、「資料編」で構成する。



第3 計画の位置づけ

本計画は、「災害対策基本法」（昭和36年11月15日法律第223号）第42条の規定に基づき、九十九里町防災会議が作成する計画であって、本町の地域における災害対策に関する基本的かつ総合的な計画である。

また、国の防災方針を定めた防災基本計画、千葉県地域防災計画及び防災業務計画等との整合性並びに関連性を有するものであり、地域の特性や災害環境にあわせた独自の計画である。

なお、地域の強靱化に関する施策を中長期的に総合的かつ計画的に推進するための指針として策定された九十九里町国土強靱化計画との整合を図る。

第4 計画の修正

本計画は、「災害対策基本法」第42条の規定に基づき、国・県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要な修正を行うとともに、随時必要があると認めたときは、防災会議

において修正する。

ただし、軽微な修正事項については、会長の権限において修正できるものとする。

第2節 計画の基本方針

第1 防災への考え方

地震・津波等の災害の発生を完全に防ぐことは不可能である。しかし、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念として掲げ、たとえ被災しても人命が失われないこと、さらには、社会・経済への影響ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

特に、大規模災害においては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハードとソフトを組み合わせた対策を推進する。

第2 計画の基本方針

東日本大震災をはじめとする災害教訓、防災基本計画及び千葉県地域防災計画の方向性を基に、本計画の基本方針を次のように定める。

1 減災の視点にたった防災対策

本町における最大クラスの災害として、最大震度6強の九十九里町直下の地震及び津波高10mの津波を想定している。

このような地震・津波に対しては、堤防等の整備といった直接、被害を防護する施設で被害を抑えることは不可能である。そのため、住民一人ひとりが災害の知識を把握することにより、建物の耐震化・感震ブレイカーの設置、地域での避難支援体制の構築や防災訓練による自主防災活動、町による広域応援体制の構築等により、減災の視点にたった防災対策を推進する。

2 自助・共助・公助の連携

大規模な災害が発生した場合は、救助・捜索、消火、医療救護、避難所開設等、同時に多くの対策を行うことが必要になる。長期にわたっては、避難所での様々な生活支援対策も必要になるが、これらを全て行政の職員のみで行うことは不可能である。

東日本大震災をはじめとする近年の災害では、「自力又は家族や隣人などの地域住民の力」により、多くの命が救われ、その後の避難生活での支えとなっている。

本町の防災においても、住民・事業所などによる「自助」、自治区・自主防災組織による「共助」、町や防災関係機関が行う「公助」が連携して災害対策を行うことにより被害の軽減を図る。

3 地域防災力の向上

本町は、古くからの集落がある一方で、新しい住宅地も点在する「まち」となっているが、地域のコミュニティのつながりが形成されている。

このつながりを防災にも活用し、「自分たちの地域は自分たちで守る」との考えに基づき、地

域での救助・初期消火・安否確認・避難誘導等の活動や、避難生活における支え合いができるようにすることが重要である。

そこで、自治区・自主防災組織が地域や学校教育において、災害教訓を伝承するとともに避難支援体制を構築し、防災訓練を実施するなど、地域防災力の向上を図る。

4 要配慮者への支援

要配慮者とは、「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」（災害対策基本法第8条）と定義される。その中でも特に避難時に支援を要する避難行動要支援者については、名簿を作成し支援体制を構築することが求められている。

そこで、「九十九里町避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、民生委員・児童委員を中心に、地域で支援する体制を構築するとともに、避難所や仮設住宅においても安心して生活できる環境づくりを推進する。

5 防災における男女共同参画

東日本大震災をはじめとする近年の災害においては、避難所生活における女性に必要な物資の配布、女性や子育てに配慮した避難所運営、妊婦等へ配慮することの必要性が認識されている。

そこで、自主防災組織や防災計画の検討体制に女性リーダーの参画を促進し、災害時には、男女のニーズの違いへの配慮、避難所運営や仮設住宅の運営・管理における女性の参画等、男女共同参画の視点から災害対策を実施する。

6 広域応援体制の構築

大規模な津波災害が発生した場合は、町外への緊急避難や長期にわたる遠隔地での避難生活が想定される。

本町では、山武郡市の市町との相互応援に関する協定や、近隣の事業所・団体と災害協定を締結しており、効果的な協力体制を構築している。

さらに、九十九里海岸一帯の広い範囲で被災することも想定されるため、広域的な支援を受けられるよう遠隔地の自治体や企業等と連携を図るなど、広域応援体制及び受援体制を構築する。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務大綱

第1 町

- (1) 町防災会議及び町災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 救助、防疫等及び保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災町営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (12) 被災施設の復旧に関すること
- (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- (14) 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること

第2 山武郡市広域行政組合

- (1) 災害時における消防に関すること
- (2) 災害時におけるし尿処理に関すること
- (3) 災害時における火葬に関すること
- (4) 所管する被災施設の応急対策及び復旧に関すること
- (5) その他防災上必要な活動及び町の行う防災活動に対する協力に関すること

第3 山武郡市広域水道企業団

- (1) 災害時における給水に関すること
- (2) 所管する被災施設の応急対策及び復旧に関すること
- (3) その他防災上必要な活動及び町の行う防災活動に対する協力に関すること

第4 東金市外三市町清掃組合

- (1) 災害時における廃棄物処理に関すること
- (2) 所管する被災施設の応急対策及び復旧に関すること
- (3) その他防災上必要な活動及び町の行う防災活動に対する協力に関すること

第5 県

- (1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災県営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること
- (14) 町が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
- (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること
- (16) 「災害救助法」(昭和22年10月18日法律第118号)に基づく被災者の救助、保護に関すること
- (17) 被災者の生活再建支援に関すること
- (18) 町が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

第6 指定地方行政機関

1 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
- (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
- (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること
- (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
- (5) 津波警報等の伝達に関すること

2 関東財務局千葉財務事務所

- (1) 立会関係
主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること
- (2) 融資関係
 - ① 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること
 - ② 災害復旧事業費の融資(長期)に関すること
- (3) 国有財産関係
 - ① 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること

- ② 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事
- ③ 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関する事
- ④ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関する事
- ⑤ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関する事
- ⑥ 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関する事
- (4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係
 - ① 災害関係の融資に関する事
 - ② 預貯金の払い戻し及び中途解約に関する事
 - ③ 手形交換、休日営業等に関する事
 - ④ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する事
 - ⑤ 営業停止等における対応に関する事

3 関東信越厚生局

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事
- (2) 関係職員の派遣に関する事
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事

4 関東農政局

- (1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事
- (2) 応急用食料・物資の支援に関する事
- (3) 食品の需給・価格動向の調査に関する事
- (4) 飲食品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事
- (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関する事
- (6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事
- (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関する事
- (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事
- (9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事
- (10) 被害農業者に対する金融対策に関する事

5 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事

6 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材等の防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事
- (3) 被災中小企業の振興に関する事

7 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の安全確保に関すること
- (2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

8 関東運輸局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
- (2) 災害時における被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
- (4) 災害時における応急海上運送に関すること
- (5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること

9 関東地方整備局

- (1) 災害予防
 - ① 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
 - ② 通信施設等の整備に関すること
 - ③ 公共施設等の整備に関すること
 - ④ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
 - ⑤ 官庁施設の災害予防措置に関すること
 - ⑥ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること
 - ⑦ 豪雪害の予防に関すること
- (2) 災害応急対策
 - ① 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること
 - ② 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること
 - ③ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること
 - ④ 災害時における復旧資材の確保に関すること
 - ⑤ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること
 - ⑥ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること
 - ⑦ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること
 - ⑧ 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること
- (3) 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

10 成田空港事務所

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

11 第三管区海上保安本部

- (1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること
- (2) 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること

- (3) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること
- (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること

1 2 東京管区気象台

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び通信施設の整備に関すること
- (3) 災害情報の発表、伝達及び解説に関すること
- (4) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- (5) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- (6) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

1 3 関東総合通信局

- (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）の派遣に関すること
- (3) 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
- (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

1 4 千葉労働局

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること
- (2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

1 5 関東地方環境事務所

- (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること
- (3) 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること
- (4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

1 6 北関東防衛局

- (1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること
- (2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

1 7 関東地方測量部

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること
- (3) 地殻変動の監視に関すること

第7 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備
 - ① 防災関係資料の基礎調査に関する事
 - ② 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事
 - ③ 防災資材の整備及び点検に関する事
 - ④ 町地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関する事
- (2) 災害派遣の実施
 - ① 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関する事
 - ② 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する事

第8 指定公共機関

- 1 東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
 - (1) 電気通信施設の整備に関する事
 - (2) 災害時における通信サービスの提供に関する事
 - (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
- 2 日本赤十字社
 - (1) 医療救護に関する事
 - (2) こころのケアに関する事
 - (3) 救援物資の備蓄及び配分に関する事
 - (4) 血液製剤の供給に関する事
 - (5) 義援金の受付及び配分に関する事
 - (6) その他応急対応に必要な業務に関する事
- 3 日本放送協会
 - (1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事
 - (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
 - (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事
 - (4) 被災者の受信対策に関する事
- 4 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 - (1) 災害時における貨物自動車（トラック）による救援物資及び避難者の輸送の協力に関する事

5 東京電力パワーグリッド株式会社

- (1) 災害時における電力供給に関すること
- (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

6 日本郵便株式会社

- (1) 災害時における郵便事業運営の確保に関すること
- (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること
 - ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
 - ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
 - ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
 - ④ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分に関すること
 - ⑤ 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること
- (3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

第9 指定地方公共機関

1 公益社団法人千葉県医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること
- (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

2 一般社団法人千葉県歯科医師会

- (1) 歯科医療活動に関すること
- (2) 歯科医師会及び医療機関並びに歯科関係団体との連絡調整に関すること

3 一般社団法人千葉県薬剤師会

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
- (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

4 両総土地改良区

- (1) 用排水施設の整備と管理に関すること
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること

5 一般社団法人千葉県LPGガス協会

- (1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

6 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム

- (1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

7 一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県バス協会

- (1) 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

8 千葉県道路公社

- (1) 所管道路の保全に関する事
- (2) 所管道路の災害復旧に関する事
- (3) 災害時における緊急交通路の確保に関する事

第10 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

1 一般社団法人山武郡市医師会

- (1) 医療及び助産活動に関する事
- (2) 医師会及び医療機関との連絡調整に関する事

2 一般社団法人山武郡市歯科医師会

- (1) 歯科医療活動に関する事
- (2) 歯科医師会及び医療機関との連絡調整に関する事

3 山武郡市薬剤師会

- (1) 医薬品の調達、供給に関する事
- (2) 薬剤師会及び薬剤師との連絡調整に関する事

4 山武郡中央土地改良区

- (1) 用排水施設の整備と管理に関する事
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関する事

5 山武郡市農業協同組合、九十九里漁業協同組合

- (1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施に関する事
- (2) 農林水産関係の県、町の実施する被害調査、応急対策に対する協力に関する事
- (3) 被災農林水産業者に対する融資及びそのあっせんにに関する事
- (4) 被災農林水産業者に対する生産資材の確保あっせんにに関する事

6 九十九里町商工会

- (1) 災害時における物価安定についての協力に関する事
- (2) 県、町の実施する被害調査、応急対策に対する協力に関する事
- (3) 災害救助用物資及び復旧用物資の確保についての協力に関する事

7 社会福祉法人九十九里町社会福祉協議会

- (1) 町、県が行う災害応急活動及び復旧活動への協力に関する事
- (2) 災害ボランティアに関する事

- (3) 要配慮者の支援に関すること

8 九十九里鐵道株式会社

- (1) 災害時における旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

9 社会福祉施設

- (1) 避難設備の整備と避難訓練の実施に関すること
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること

10 病院等医療施設

- (1) 避難設備の整備と避難訓練の実施に関すること
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること
- (4) 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関すること

11 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資に関すること

12 学校法人

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること
- (2) 災害時における児童、生徒の保護及び誘導に関すること
- (3) 災害時における応急教育計画の確立及び実施に関すること
- (4) 被災施設の復旧に関すること

13 国民宿舎サンライズ九十九里

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること
- (2) 災害時における利用者の保護及び誘導に関すること

第4節 自助・共助の役割

大規模災害が発生したときには、町・消防・県・国等の防災関係機関（公助）だけでなく、住民、事業所等（自助）、自治区・自主防災組織等（共助）が、それぞれの役割を分担し、連携して災害対策を行うことが重要である。

第1 住民の役割（自助）

住民は、「自らの生命は自らが守る」という意識を持ち、日頃から防災についての正しい知識と行動力を身につける。

また、食料等の非常用持出品の備蓄など、自主的に災害に備えるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承、その他の取組により防災に寄与するように努める。さらに、災害時には防災関係機関の協力と指導の下に可能な限り防災活動に参加し、住民自ら被害の軽減及び拡大防止に努める。

平常時	① 防災知識の習得 ② 建物の倒壊、家屋等の耐震化の促進、家具の転倒防止対策 ③ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄（3日分、できれば7日以上） ④ 非常持出品の準備 ⑤ 地域の災害危険箇所、津波浸水範囲、避難場所、避難経路等の確認 ⑥ 災害時の安全かつ適切な行動を把握、家庭内連絡方法の確認 ⑦ 各種防災訓練への参加 ⑧ 災害教訓の伝承
発災時	① 情報の把握及び関係機関への伝達 ② 出火防止、初期消火 ③ 近隣の負傷者や要配慮者への支援 ④ 適切な避難の実施と避難所の運営、協力 ⑤ 公共機関、自主防災組織、ボランティアなどの活動、協力

第2 事業所の役割（自助）

事業所は、「従業員を災害から守る」ため、施設の安全化、非常用活動マニュアルの整備、物資や資機材、従業員の食料の備蓄等を行う。

特に、災害応急対策等に必要な物資、資材や役務の供給又は提供を行う事業所は、事業継続計画（BCP）を策定して運用し、災害時には重要業務を確実に継続するとともに、町が行う防災に関する施策に協力するよう努める。

平常時	① 防災知識の広報・啓発（従業員の防災意識の醸成、災害時の行動の周知） ② 防災訓練（避難訓練、初期消火訓練、救出訓練等） ③ 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用資機材、救助用資機材、防災資機材） ④ 帰宅困難時に備えた備蓄（飲料水、食料、生活必需品等） ⑤ 事業継続計画（BCP）の策定、運用
発災時	① 情報の把握と関係機関への伝達 ② 出火防止、初期消火 ③ 従業員、利用者等の避難誘導 ④ 救出・救護活動 ⑤ 災害時における町及び地域住民等との連携（資機材提供、人的支援） ⑥ 帰宅困難者対策

第3 自治区・自主防災組織の役割（共助）

自治区・自主防災組織は、災害による被害の防止又は軽減を図るため、住民の自主的な防災活動として、被災者の救出、応急手当、避難誘導、初期消火等を行う。

特に避難行動要支援者へ配慮した対策として、地域における避難行動要支援者の所在の把握、救出救護体制の整備に努める。

平常時	① 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） ② 災害危険度の把握（地域の災害履歴、ハザードマップ） ③ 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練等） ④ 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物） ⑤ 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用資機材、救助用資機材、防災資機材） ⑥ 避難行動要支援者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理） ⑦ 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・企業等との合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発災時	① 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況及び避難指示等） ② 出火防止、初期消火 ③ 救出・救護活動（救出活動・救護活動） ④ 避難（避難誘導、避難所の運営等） ⑤ 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し等）

第5節 災害環境

第1 過去の災害

1 地震・津波

1605年（慶長9年）、1677年（延宝5年）、1703年（元禄16年）に房総沖を震源として発生した巨大地震（房総三大地震）は、下総東端の銚子から上総・安房の沿岸の村々に大きな津波被害を与えている。とりわけ、元禄16年の地震はマグニチュード8.2の巨大地震で、地震による津波は、本町を含む九十九里浜周辺に多くの被害を与え、多数の死者が発生したと伝えられている。

1923年（大正12年）9月1日に発生した大正関東地震は、マグニチュード7.9の大地震で、神奈川県や東京都に多くの被害をもたらしたが、本町では死傷者等の被害発生は報告はない。

また、1987年（昭和62年）12月17日11時8分ごろに発生した千葉県東方沖地震は、千葉県長生郡一宮町の東方約10kmに震央をもち、マグニチュード6.7（深度約58km）の大きな地震であったが、千葉県下に死者2名、重軽傷146名の人的被害の他、地震の揺れによる家屋の倒壊、屋根瓦の破壊、道路の変状、地中埋設物、特に、上下水道、ガス、電話、電気線の被害等とともに人家裏山の崩壊、がけ崩れ等の山地災害をもたらした。

2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、マグニチュード9.0の大地震で、東北から関東の広い範囲で大きな被害をもたらした。特に、北海道から千葉県に至る海岸には大きな津波が来襲し、死者・行方不明者約2万5千人の被害となった。九十九里町では、片貝漁港周辺に津波が押し寄せ、約200棟の床上・床下浸水が発生、農産物・農業施設、船舶等にも被害が発生し、災害救助法が適用された。

■東日本大震災での被害状況

区分	被害	被害の範囲	被害状況
橋梁関係	真亀橋側道橋	73.8 m	橋脚が損傷
農業物被害	キュウリ	1.79 ha	
	ナス	0.41 ha	
	トマト	0.26 ha	
	いちご	0.04 ha	
	計	2.5 ha	
農業施設被害	作田岡クリーンセンター （農業集落排水施設）	370 m ²	液状化により施設内の道路陥没
	ビニールハウス（9棟）	1,200 m ²	津波により倒壊
	計	1,570 m ²	
船舶被害	まき網船	3 隻	転覆、道路に乗り上げ、プロペラの一部破損等
	貝船	5 隻	
	釣り船	10 隻	
	小型船	3 隻	
	計	21 隻	

2 風水害

本町で発生した風水害は、1948年（昭和23年）9月1日のアイオン台風による被害、1971年（昭和46年）9月8日の台風第25号による被害、1974年（昭和49年）7月8日の集中豪雨、2019年（令和元年）9月9日の台風第15号及び同年10月12日の台風第19号によるものが大きなものである。

2009年（平成21年）10月8日には、台風接近に伴い竜巻が発生し、町の北部に位置する作田納屋地区で被害が生じた。2010年（平成22年）9月25日には、高潮により片貝漁港付近の住宅が浸水する被害が生じた。

2013年（平成25年）10月15～16日には、台風第26号により町内で床上浸水、床下浸水が発生した。

2019年（令和元年）には、台風第15号及び台風第19号により住家762件が被害を受けた。さらに、10月25日の大雨でも町内で浸水被害が発生した。

■風水害の履歴

年	月日	原因	被害の状況
1948年（昭和23年）	9月1日	アイオン台風	被害発生
1971年（昭和46年）	9月8日	台風第25号	床上浸水115戸、床下浸水684戸
1974年（昭和49年）	7月8日	集中豪雨	床下浸水82戸
2004年（平成16年）	10月9日・20日	台風第22号・台風第23号	床上浸水被害 堤防で作業中の男性2名が波にさらわれ、1名死亡、1名行方不明
2009年（平成21年）	10月8日	竜巻	家屋全半壊38世帯53戸
2010年（平成22年）	9月25日	高潮	片貝漁港付近の住宅で浸水
2013年（平成25年）	10月15日～16日	台風第26号	床上浸水5戸、床下浸水19戸
2016年（平成28年）	8月22日	台風第9号	半壊1戸、一部破損15戸
2019年（令和元年）	9月9日・10月12日	台風第15号・台風第19号※	住家全壊1戸、半壊1戸、その他半壊に至らず760戸 事業所全壊6社、半壊4社、半壊に至らず133社
	10月25日	大雨	床下浸水6戸

※台風第15号、第19号については、国の方針により一括した被害状況を確認し、罹災証明書の発行を行ったため合算値としている。

第2 自然環境の特性

1 位置

本町は、房総半島太平洋岸に面した九十九里浜のほぼ中央に位置し、北緯35°32'、東経140°26'（役場位置）の地点にある。東は太平洋に臨み、西は東金市、南は大網白里市、北は山武市に接し、東西5.7km、南北8.0kmの平坦地で、面積は24.46km²である。

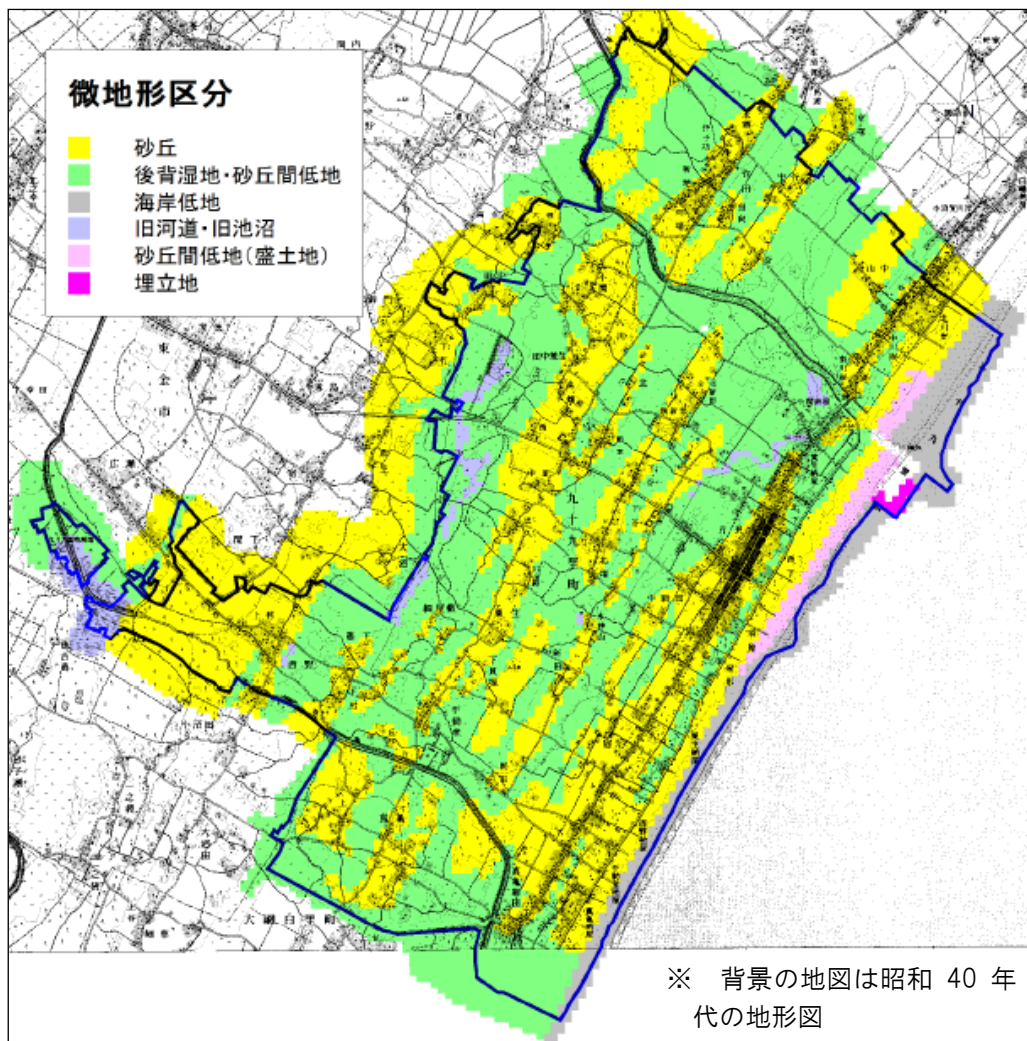
2 地質

本町は、約 6,000 年前に浅海底であった場所が海水面の低下や沿岸流による土砂の運搬・堆積作用によって徐々に陸地となって形成されたため、微高地の砂堤は砂がちな堆積物で構成され、堤間湿地及び後背低地は泥がちな堆積物で構成されている。

また、地層の堆積状況は、川の流れや湿地の形成状況により、場所によって大きく異なることが考えられるが、概ね地表下より 5～15m 程度までは浅海性の砂質土を主体とする沖積層が分布し、下部に半固結の第四系の洪積層が分布している。

3 地形

本町は九十九里平野の一部であり、標高 6 メートル以下の低平な土地が広がっている。一見、平坦に見える平野ではあるが、そこには砂丘と呼ばれる微高地とその間に分布する砂丘間低地が存在する。宮島池親水公園から九十九里高等学校へ続く低地や浜川沿いの低地はこのような砂丘間の低湿な地域にあたる。これらの地形は、過去約 6,000 年間にわたって海岸線が徐々に沖合へと後退したことによって生成されたもので、何列もの砂丘と砂丘間低地が海岸線とほぼ平行に分布している。



第3 社会環境の特性

1 人口

本町の人口は、令和3年9月1日現在、15,077人、7,067世帯、人口密度は616.4人/km²である。

人口の推移は、昭和55年の18,493人から徐々に増加し、平成3年には2万人を超え平成10年に20,930人まで増加したが、その後、徐々に減少している。それに対し世帯数の推移は、昭和55年に4,701世帯であったが今日まで増加傾向を維持しており、令和3年9月1日の世帯数は7,067世帯となっている。世帯あたりの人口は、昭和55年には3.9人であったものが令和3年年には2.1人まで減少している。

■人口・世帯数の推移 (各年4月1日現在)

区分	男	女	総数	世帯数
昭和55年	9,079	9,414	18,493	4,701
昭和60年	9,340	9,607	18,947	5,030
平成2年	9,692	9,989	19,681	5,462
平成7年	10,303	10,549	20,852	6,214
平成12年	10,277	10,450	20,727	6,773
平成17年	9,882	10,028	19,910	7,062
平成22年	9,171	9,423	18,594	7,139
平成27年	7,976	8,487	16,463	6,461
令和2年	7,336	7,579	14,915	6,321

2 建物

平成30年住宅・土地統計調査（総務局統計局）によると、本町の住宅6,210戸のうち、木造建物は6,020戸、非木造建物は190戸である。そのうち、平成26年以降における持ち家住宅（5,430戸）の耐震診断は240戸（持ち家住宅全体の4.4%）実施され、そのすべてにおいて耐震性が確保されている。

3 道路・橋梁

(1) 道路

本町の道路は、町内を縦横に走る5つの県道が幹線となっている。

県道飯岡一宮線は、海側を海岸に沿って走り、県道一宮片貝線と県道飯岡片貝線は、陸側を県道飯岡一宮線と平行に走っている。それらの道路と交差するように、町の中央を県道東金片貝線が、町の南側を真亀川に沿って県道東金豊海線が走っている。町道はこれら幹線道路と平行に走っているが、なかでも1級町道5号線は、県道飯岡一宮線と隣りあわせの位置にあり、その沿道に沿って住宅等の建屋が密集している。

また、東金九十九里有料道路が町の南側境界に沿って走り、海岸に平行に走る九十九里有料道路と連絡している。

(2) 橋梁

町内には作田川及び真亀川の二級河川のほか、浜川、細屋敷川、作田幹線排水路、産業道路脇排水路等に架かる橋梁がある。これらのほとんどは鉄筋コンクリートの永久橋である。

4 河川・海岸

(1) 河川

本町の河川は、町の北側を作田川が、南側を真亀川が流れており、いずれも二級河川である。

(2) 海岸

本町の海岸線は、片貝漁港を挟み約 6.5km にわたり、すぐれた自然景観を有しているが、近年の異常気象等に起因し、前浜の後退等が見られることから、各種、保全施設が整備されている。

5 土地利用

本町の土地利用状況は、総面積 2,446ha のうち、令和 2 年 1 月 1 日現在、水田が 638ha、畑が 261ha で農地が全体の 36.8% を占めている。最近 10 年の土地利用の推移をみると、農地の宅地化が進んでおり、この傾向は今後も続くものと思われる。

第4 地震被害の想定

1 想定地震

本町に大きな被害をもたらした地震は、相模トラフ沿いで発生した元禄地震である。このタイプの地震は、過去約 7000 年間に 2000 年～3000 年間隔で 4 回発生しており、その最後のものが元禄関東地震によるものである。元禄関東地震が 1703 年に発生したことを踏まえると、しばらくのところ元禄関東地震タイプの地震が発生する可能性はないと考えられる。

また、1923 年大正関東地震に代表される地震として、マグニチュード 8 クラスの地震が 200 年～400 年間隔で発生すると考えられている。しかし、大正関東地震から既に 90 年が経過しているため、当面このようなタイプの地震が発生する可能性は低いと考えられる。

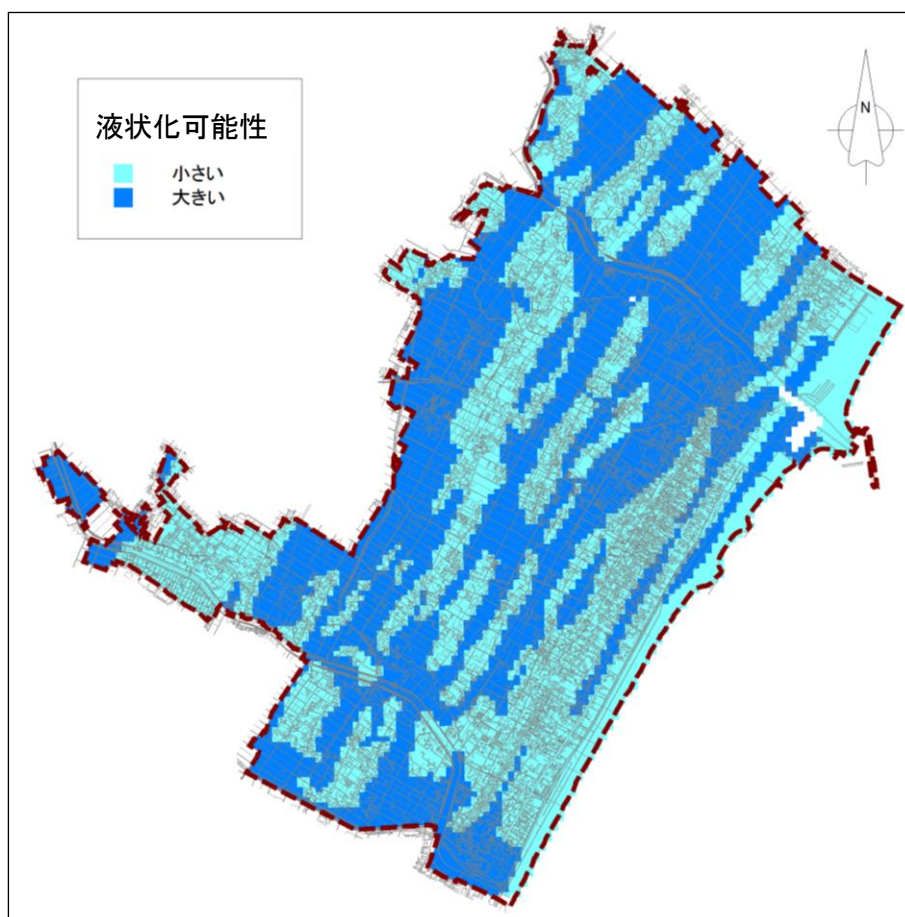
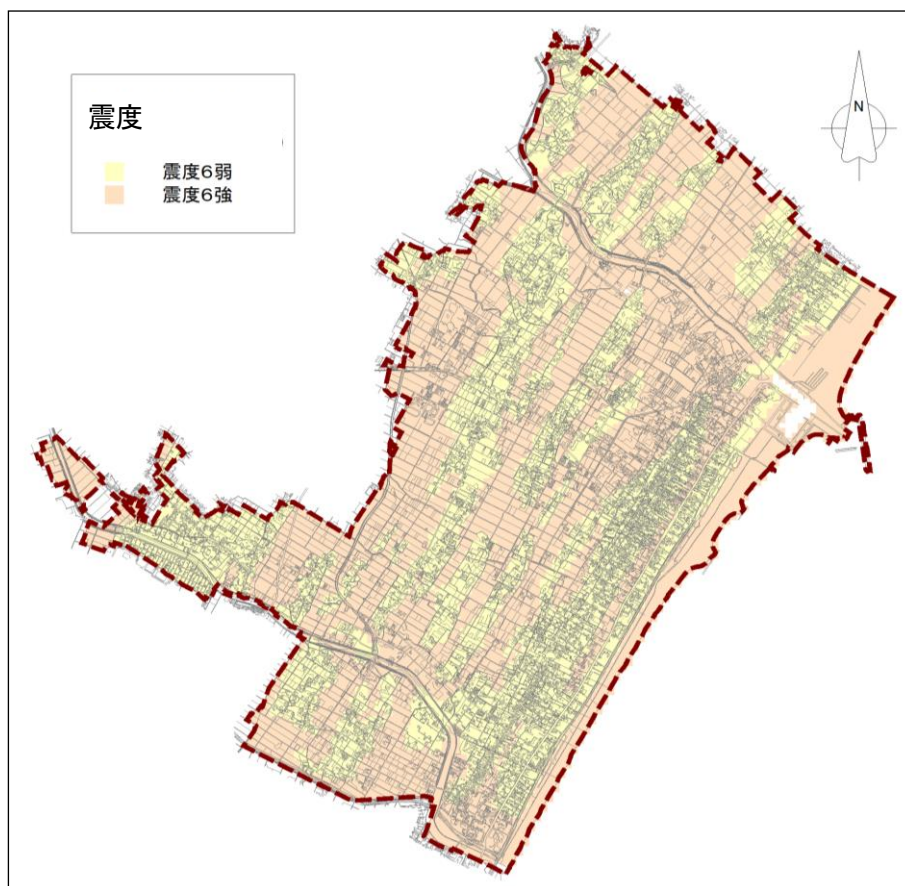
一方、中央防災会議では南関東のいずれかで近い将来マグニチュード 7 クラスの地震が発生することを想定しているが、どこで発生するかはわからないとしている。

以上により、地域防災計画の前提として、平成 25 年度に実施した「防災アセスメント調査」では、町の直下で発生する地震を想定した。

■地震等の想定条件

地震名	九十九里町直下の地震
震源域の位置	九十九里町直下（フィリピン海プレート内で発生する地震）
マグニチュード	7.3
発生時の条件	季節及び時刻：冬季 5 時、夏季 12 時、冬季 18 時

2 震度・液状化の予測



3 被害の予測

被害の予測結果は、次のとおりである。

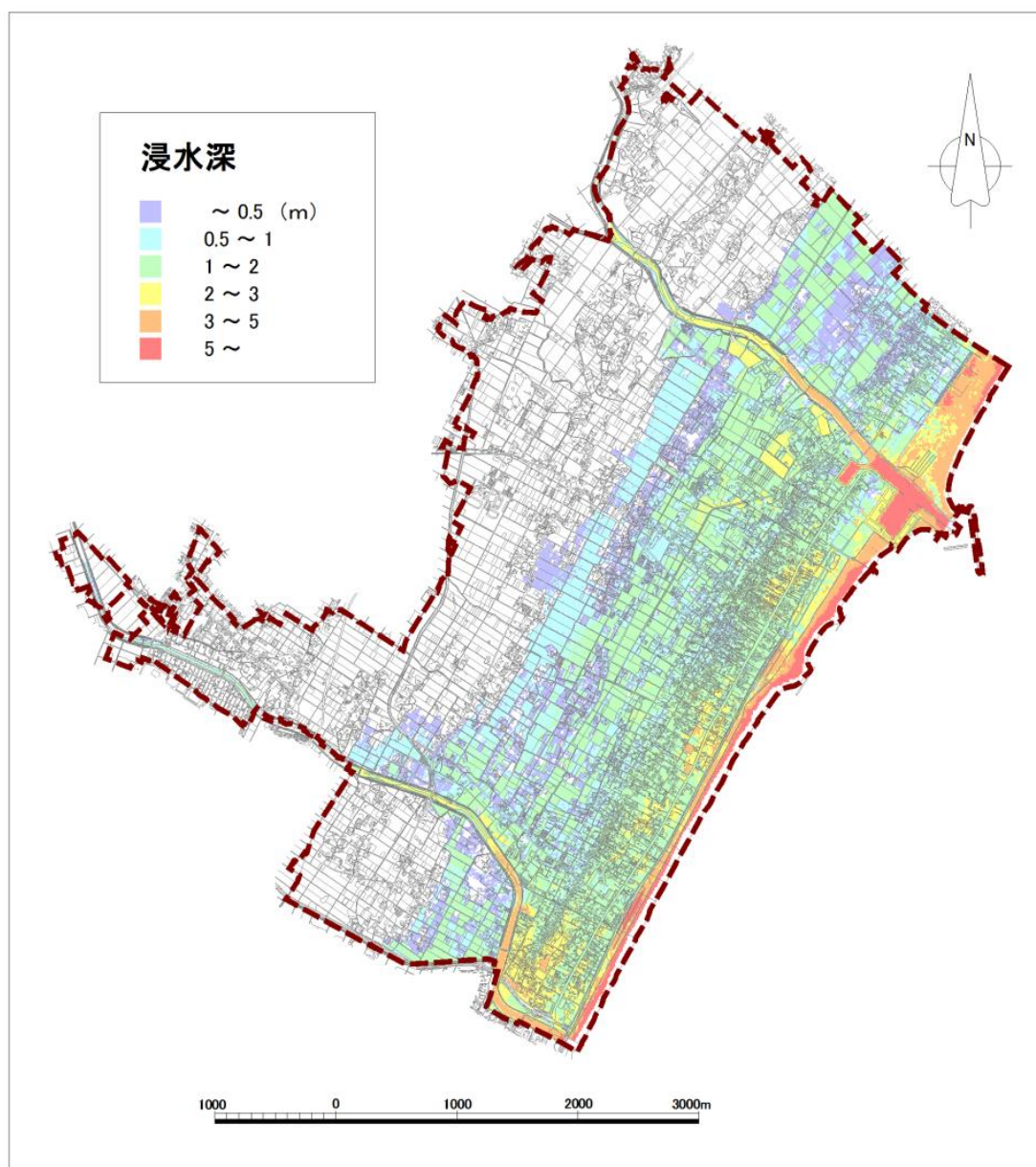
項目	被害の予測結果		
建物被害	全壊 348 棟	大規模半壊 77 棟	半壊 1,723 棟
火災	夏 12 時	冬 18 時	冬 5 時
全出火	*件	2 件	1 件
炎上出火	*件	1 件	*件
残出火	*棟	*棟	*棟
人的被害（建物による）	夏 12 時	冬 18 時	冬 5 時
死者数	16 人	19 人	23 人
重傷者数	14 人	18 人	31 人
負傷者数（重傷者含む）	131 人	174 人	317 人
要救出者	53 人	59 人	71 人
断水人口	直後 10,652 人	3 日後 8,877 人	2 週間後 2,663 人
避難所避難者数	1 日後 2,080 人	1 週間後 1,313 人	1 ヶ月後 510 人
がれき	3,380.5 トン		

※ 火災の出火件数の*件は、0.5 件未満を示す。

第5 津波の想定

1 津波（近地津波）の想定

近地津波とは、日本沿岸を震源とする地震等により生じる津波であり、国、県が様々な想定に基づいてシミュレーションを実施している。これらの中から、千葉県津波浸水予測図に示された、大津波警報（10m）の津波浸水予想及び、国土地理院の調査による東日本大震災の津波浸水範囲概況図を前提とする。



2 津波（遠地津波）の想定

遠地津波とは、遠方を震源とする地震等により発生し、伝播してきた津波のことで、1952年カムチャッカ津波、1960年チリ地震、2010年チリ中部沿岸を震源とする地震等による津波が例としてあげられる。

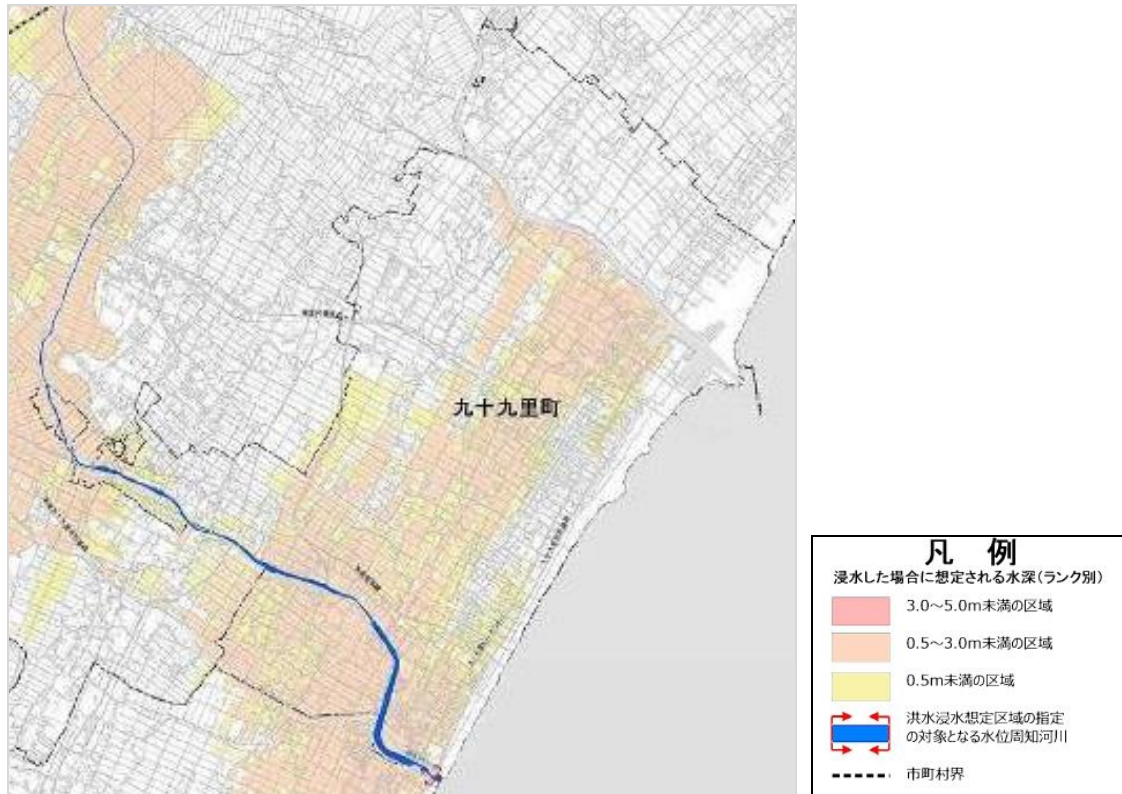
遠地津波が襲来するまでの時間は、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプ

遠地津波に対しては、地震を感じることなく不意に襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや、津波警報が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。

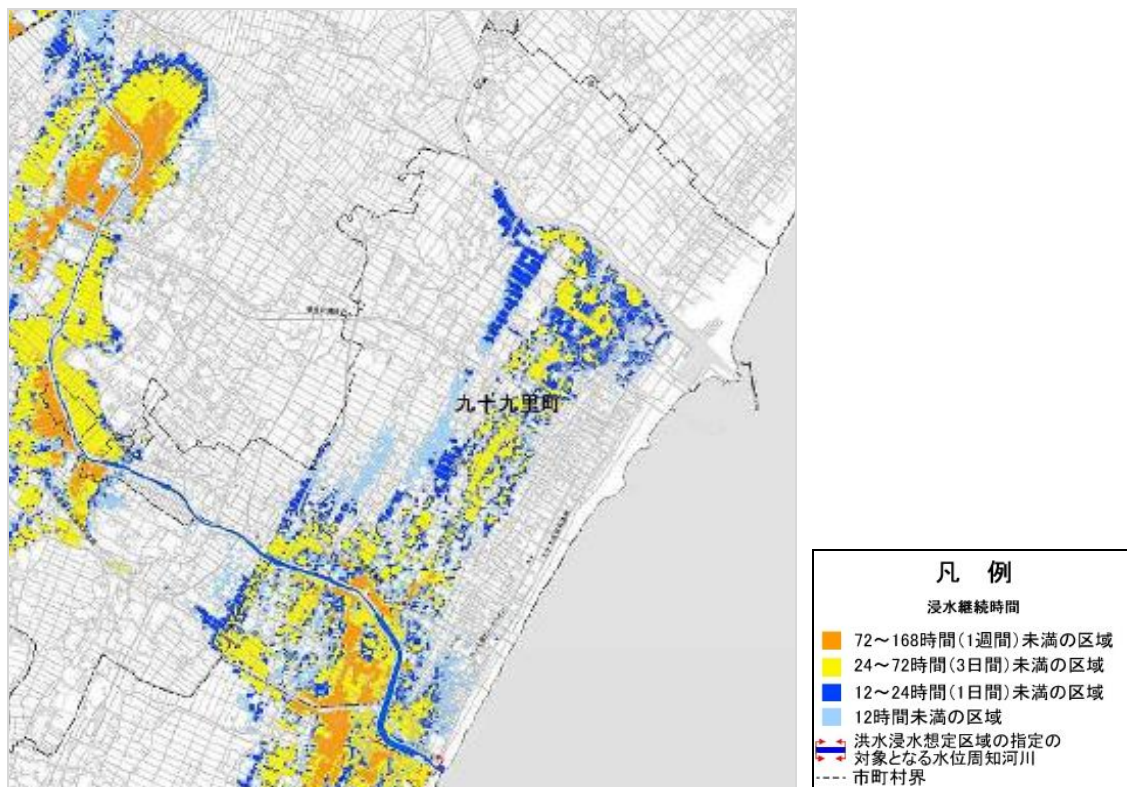


(1) 真亀川洪水浸水想定区域

想定最大規模では、深さ0.5～3.0m未満の浸水区域が広がる。浸水継続時間は、右岸側で1週間未満の区域が広がり、左岸側は3日間未満が広がる。家屋倒壊等氾濫想定区域は、川沿いの西野付近で「河岸侵食」の想定区域がある。



真亀川水系真亀川洪水浸水想定区域（想定最大規模）

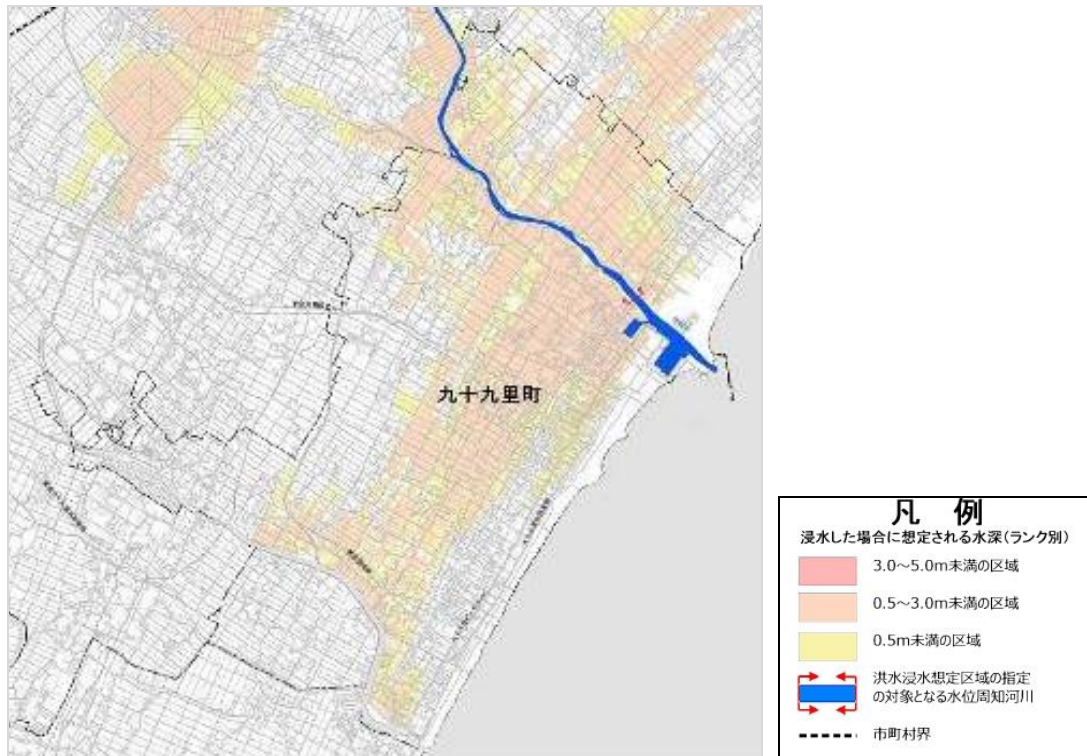


真亀川水系真亀川洪水浸水想定区域（浸水継続時間）

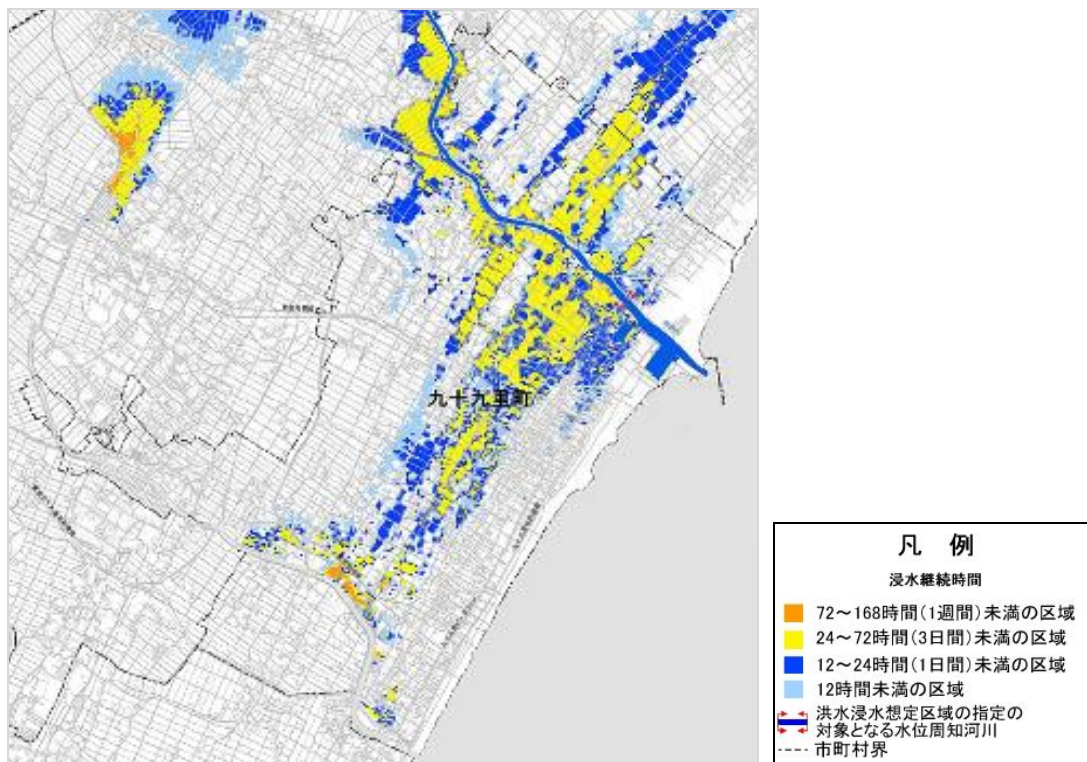
(2) 作田川洪水浸水想定区域

想定最大規模では、川沿いの小関及び作田を中心に深さ 0.5～3.0m未満の浸水区域が広がり、浸水継続時間は3日間未満となる。また、真亀川沿いの不動堂付近は3日～1週間未満の浸水区域がある。

家屋倒壊等氾濫想定区域は、九十九里橋から上流に「河岸侵食」による想定区域がある。



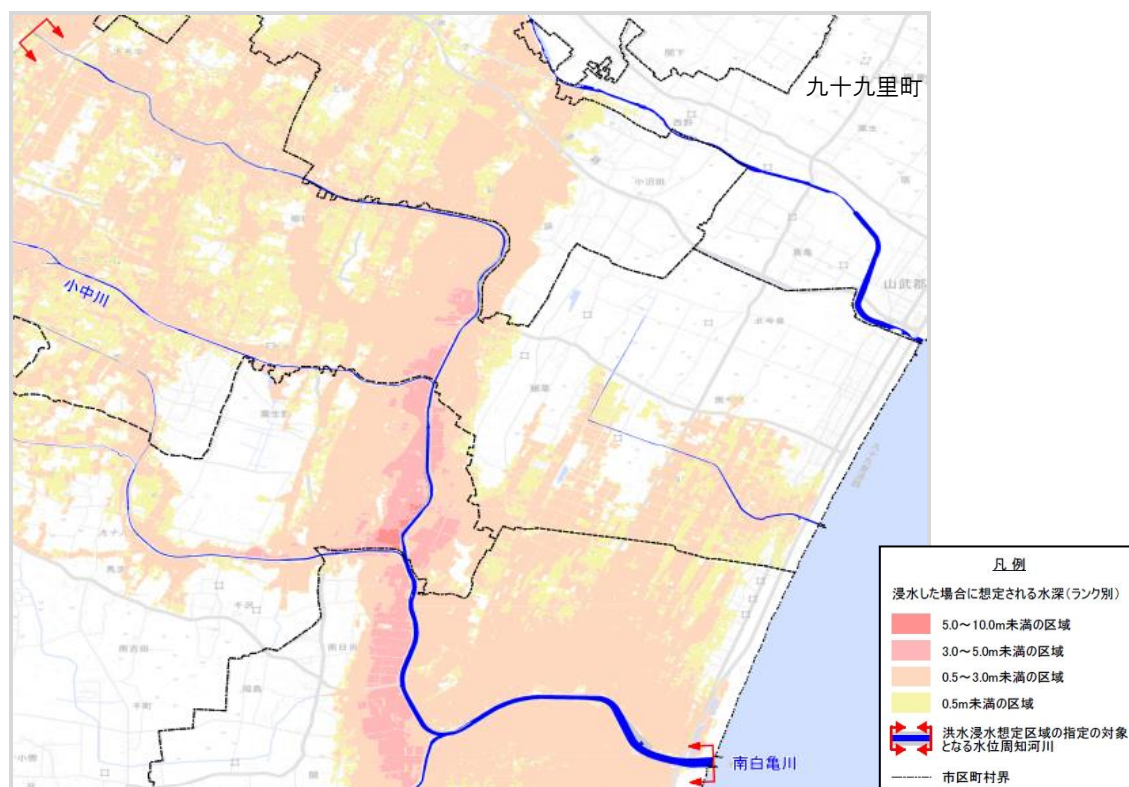
作田川水系作田川洪水浸水想定区域（想定最大規模）



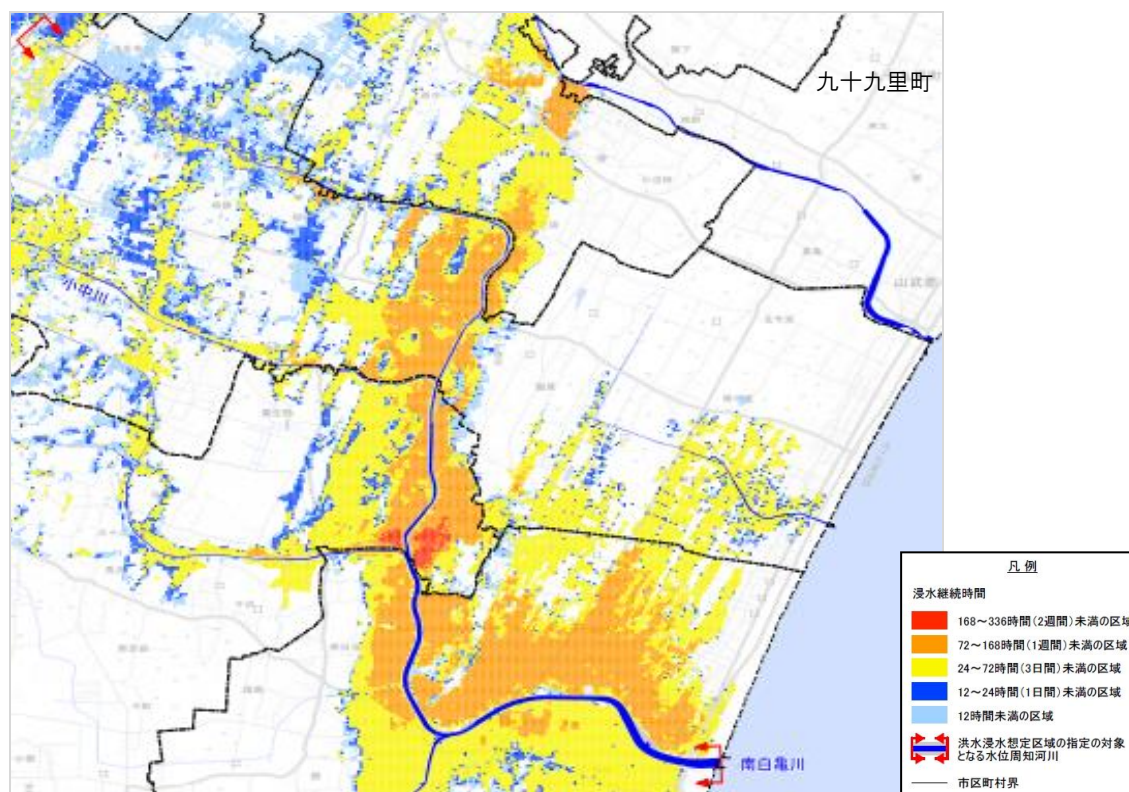
作田川水系作田川洪水浸水想定区域（浸水継続時間）

(3) 南白亀川洪水浸水想定区域

想定最大規模では、西野付近で深さ 0.5～3.0m未満の浸水区域がみられる。浸水継続時間は、3日～1週間未満と予想される。町内に家屋倒壊等氾濫想定区域はない。



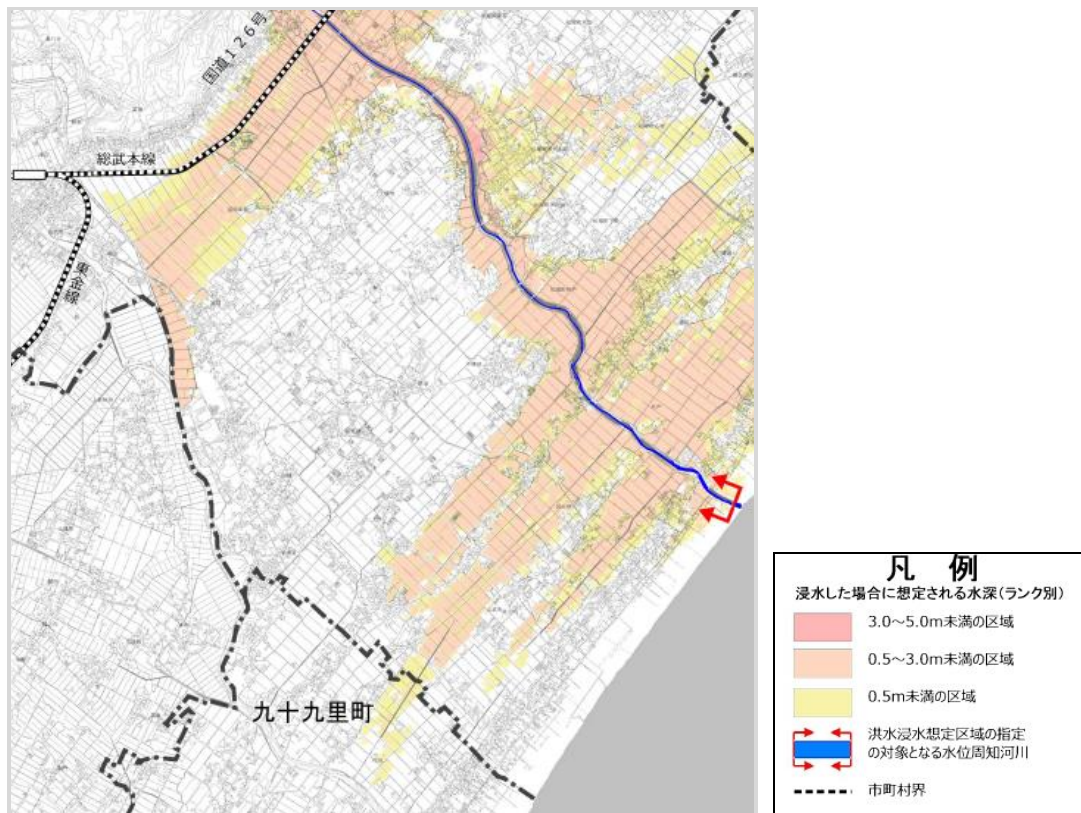
南白亀川水系南白亀川洪水浸水想定区域（想定最大規模）



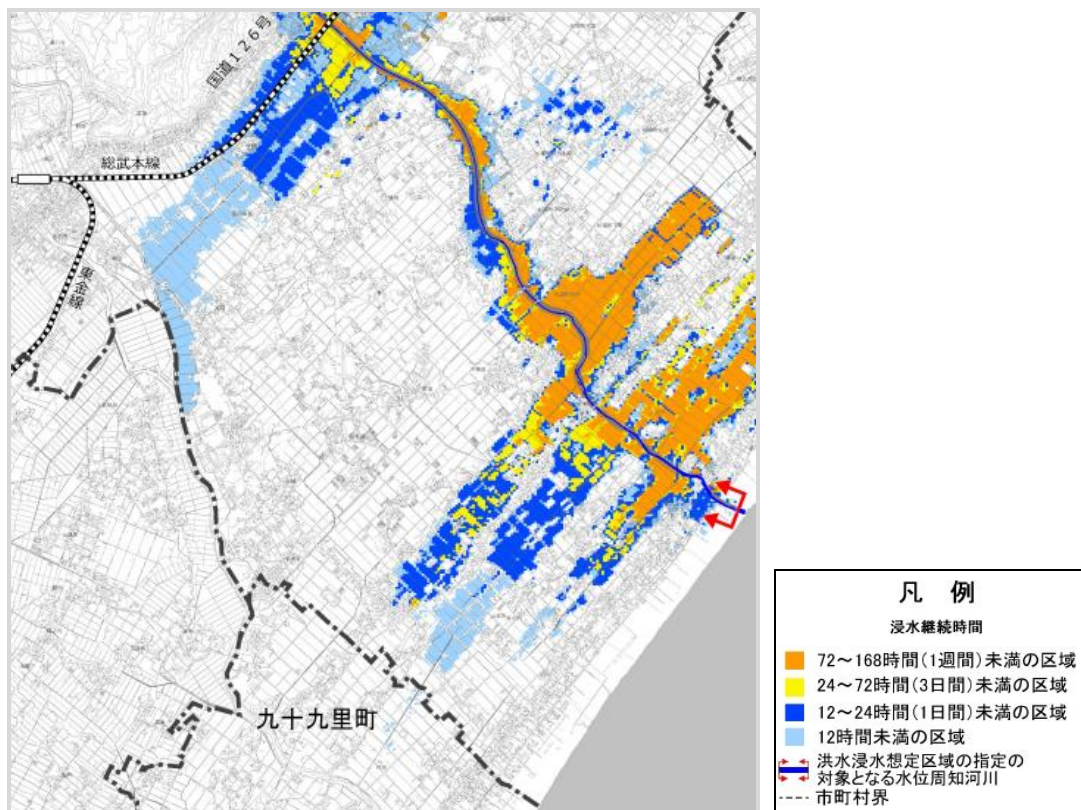
南白亀川水系南白亀川洪水浸水想定区域（浸水継続時間）

(4) 木戸川洪水浸水想定区域

想定最大規模では、作田付近で深さ 0.5m未滿の浸水区域があり、浸水継続時間は 12 時間未滿である。なお、町内には家屋倒壊等氾濫想定区域はない。



木戸川水系木戸川洪水浸水想定区域（想定最大規模）



木戸川水系木戸川洪水浸水想定区域（浸水継続時間）

第 7 大規模事故の想定

1 大規模火災

大規模な火事による多数の死傷者等の発生

2 危険物等災害

次の危険物等による事故の発生

■危険物等の種類

① 危険物	「消防法」第 2 条第 7 項に規定されているもの (例) 石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など
② 火薬類	「火薬類取締法」(昭和 25 年 5 月 4 日法律第 149 号) 第 2 条に規定されているもの (例) 火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など
③ 高圧ガス	「高圧ガス保安法」(昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号) 第 2 条に規定されているもの (例) 液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど
④ 毒物・劇物	「毒物及び劇物取締法」(昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号) 第 2 条に規定されているもの (例) 毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など
⑤ 指定可燃物	「危険物の規制に関する政令」(昭和 34 年 9 月 26 日政令第 306 号) 第 1 条の 12 に規定されているもの (例) 紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類(タイヤ等)、再生資源燃料など

3 海上災害

周辺海域において、船舶の海難及び来遊者の水難により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある事態

- ① 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の死者、行方不明者を伴うもの
- ② 漁船の集団海難で、多数の死者、行方不明者を伴うもの
- ③ 来遊者の水難事故で、多数の死者、行方不明者を伴うもの

4 油等海上流出災害

船舶の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等(「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 136 号)(以下「海防法」という。) 第 3 条でいう油及び有害液体物質)の流出を伴う事故

5 航空機災害

成田国際空港及びその周辺(「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町の区域をいう。)並びにその他の地域において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災

害の発生、又はおそれのある場合

■成田国際空港消防相互応援協定団体

成田市、香取広域市町村圏事務組合（香取市、神崎町、多古町、東庄町）、佐倉市八街市酒々井町消防組合（佐倉市、八街市、酒々井町）、山武郡市広域行政組合（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町）、匝瑳市横芝光町消防組合（匝瑳市、横芝光町）、栄町、富里市、四街道市、印西地区消防組合（印西市、白井市）、成田国際空港株式会社

6 道路災害

橋梁の落下等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出

7 放射性物質事故

- (1) 県内の放射性物質取扱事業所施設で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないため、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定
- (2) 核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定
- (3) 茨城県等に立地している原子力災害対策特別措置法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定
- (4) 原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定

第 2 章 災害事前対策

第1節 自助・共助による地域防災力の向上

《対策の体系》

項 目	実施担当	関係機関
第1 防災知識の啓発	総務課、社会福祉課、まちづくり課、教育委員会事務局	山武郡市広域行政組合消防本部
第2 防災訓練の充実	総務課、産業振興課、まちづくり課	山武郡市広域行政組合消防本部
第3 自主防災体制の強化	総務課	山武郡市広域行政組合消防本部
第4 要配慮者及び避難行動要支援者の安全確保	総務課、健康福祉課、社会福祉課	九十九里町社会福祉協議会
第5 ボランティア活動の環境整備	社会福祉課	九十九里町社会福祉協議会

《自助・共助》

住民	・ 災害危険箇所、避難場所、避難経路等の把握 ・ 防災知識の習得 ・ 食料・飲料水・生活必需品の備蓄 ・ 防災訓練への参加 ・ ボランティア活動への参加
自治区・自主防災組織	・ 地域での防災知識の普及啓発 ・ 自主防災組織の立ち上げ ・ 防災訓練の実施、参加 ・ 防災用資機材の整備 ・ 要配慮者（特に避難行動要支援者）の確認、避難体制の構築 ・ 地区防災計画の作成 ・ ボランティア活動への参加
事業所	・ 従業員等への防災知識の普及・啓発 ・ 防災組織の立ち上げ、防災・防火管理体制の構築 ・ 消防計画、事業継続計画（BCP）、南海トラフ地震事業者計画の作成 ・ 食料、飲料水等の備蓄 ・ 防災訓練の実施、参加 ・ ボランティア活動への参加

第1 防災知識の啓発

1 防災広報の充実

(1) 防災広報の実施

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが災害についての正しい知識を持ち、災害発生時にも冷静かつ的確な行動がとれるようにすることが必要である。

このため、総務課及び山武郡市広域行政組合消防本部は、次のような防災知識の普及と

啓発に努める。

特に、要配慮者への広報に配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。

■防災広報手段と内容

媒体	対象	内容
広報紙 講演会 広報車 ビデオ・DVD 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット 等	地域住民 自治区 自主防災組織 園児 児童 生徒 事業所 町職員 ボランティア	① 自らの身を守るための知識 ・建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、屋外落下物対策 ・食料、飲料水の備蓄、救急用品等非常持出品の準備 ・避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行 ・医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄 ・出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器の設置 ・緊急地震速報の活用方法 ・警報等や避難指示等の意味と内容の説明 ・「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得 ・水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得 ・自動車へのこまめな満タン給油 ・地域の地盤状況や災害危険箇所 ・防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む） ・帰宅困難者の心得 ・地震保険の制度 ② 地域防災力を向上させるための知識 ・救助救護の方法 ・自主防災活動の実施 ・防災訓練の実施 ・企業の事業継続計画（BCP） ③ その他一般的な知識 ・地震、津波、液状化等に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果 ・各防災機関の震災対策 ・地域防災計画の概要

(2) 過去の災害教訓の伝承

過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝え、生命や環境を守るという意識を高めるとともに、被災地の復興や災害に強い地域づくりを進める原動力とし、地域を越えた連帯の意識を高めていく必要がある。

そのため、総務課は、災害に関する調査結果や資料を収集・整理し、適切に保存すると

ともに、住民への広報資料の活用や図書の閲覧ができるように努める。

2 防災教育の推進

(1) 住民への防災教育

総務課、山武郡市広域行政組合消防本部は、火災予防運動、防災とボランティアの日（1/17）、国民安全の日（7/1）、防災の日（9/1）、救急の日（9/9）、津波防災の日（11/5）、危険物安全週間等の行事を通じて、災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び被災経験者等を講師として招き、講演会、研修会を開催し、防災知識を住民に普及する。

(2) 学校等における防災教育

教育委員会事務局は、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、児童、生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図るため、学級活動や学校行事を中心に教育活動全体を通じて防災教育を実施する。

また、社会福祉課においても、同様の防災教育を実施する。

(3) 社会教育における防災教育

総務課は、公民館等の社会教育施設において防災教室等の住民への学習の場を設けるとともに、PTA・婦人会等の各種社会教育団体の研修等において防災に関する意識の啓発に努める。

(4) 事業所等の防災教育

総務課は、事業所、社会福祉施設、医療機関等における防災研修や防災教育、事業継続計画（BCP）の作成に対し支援を行う。

3 家庭内備蓄の促進

総務課は、住民が災害発生に備えて最低でも3日分（できれば7日以上）の食料、飲料水等の備蓄を行い、非常時に持ち出し可能なよう準備を行うことを啓発する。

4 ペットの防災対策

まちづくり課は、ペット同行避難に備えて、ペットの飼い主に対し、名札等の装着、感染症予防ワクチンの定期的な接種及び外部寄生虫の駆除等の健康管理と衛生状態の確保、避難所等におけるペットのしつけや飼育マナーの訓練、ケージなどの避難用品の用意、ペットフード等の備蓄について、平常時から啓発する。

第2 防災訓練の充実

1 総合防災訓練

総務課は、大規模な地震や津波等の発生を想定して、災害時の応急復旧対策を含む総合的な訓練として総合防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確立、確認を図る。

総合防災訓練は、防災関係機関、関係団体及び住民の協力を得て実施する。

2 町の防災訓練

総務課は、次の訓練を企画、運営する。

(1) 災害通信訓練

関係機関との通信連絡の円滑、迅速、確実を期すため、通信連絡の訓練を行う。

(2) 非常招集訓練

災害時の迅速な職員招集のため、非常招集訓練を実施するとともに、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

(3) シェイクアウト訓練

地震の揺れから身を守る安全行動を身につけるため、指定された日時に、それぞれの場所で、「3つの安全行動」（ドロップ（姿勢を低く）・カバー（体・頭を守る）・ホールドオン（揺れが収まるまでじっとしている））を実践するシェイクアウト訓練を行う。

(4) 水防訓練

総務課、産業振興課及びまちづくり課は、梅雨期及び台風期の出水に備え、水防活動を迅速かつ的確に遂行するため、以下に示す内容の水防訓練を実施する。

■水防訓練項目

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 水防工法訓練 | ② 避難誘導訓練 |
| ③ 水防資材輸送訓練 | ④ 通信、情報連絡訓練 |
| ⑤ 非常招集訓練 | ⑥ 広報訓練 |
| ⑦ その他水防上必要な訓練 | |

第3 自主防災体制の強化

1 自主防災体制の強化

(1) 自主防災組織の結成促進

総務課は、災害発生による被害の防止及び軽減を図るため、自治区を単位とする自主防災組織の結成を促進する。

(2) 自主防災組織の育成・地域のネットワーク化

総務課は、自主防災組織が十分な能力を発揮できるよう自主防災組織のリーダーに対する教育、研修や、「自主防災組織の手引き」等のパンフレットを作成・配布し、自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。さらに、防災活動の技術的指導、助言を実施し、組織的活動を支援する。

特に、自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成を図りつつ、研修等を実施する場合には、男女の視点からの災害対応について理解を深める内容も盛り込む。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員・児童委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりが必要であり、県及び町は、協力してこれを促進する。

(3) 自主防災組織への支援

総務課は、自主防災組織の活動及び資機材等の整備に対し、必要な支援を実施する。

■自主防災組織の活動

平 常 時	① 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底 ② 初期消火、避難、救出救護等の各種訓練の実施 ③ 消火用資機材、応急手当用医薬品、救助用資機材、防災資機材等の備蓄、保守及び管理 ④ 地域を知るため、地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成 ⑤ 避難所運営マニュアルの作成
発 災 時	① 出火防止及び初期消火の実施 ② 地域内の被害状況等の情報収集、地域住民に対する避難指示等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 ③ 救出救護の実施及び協力 ④ 避難誘導、避難所の運営 ⑤ 給食給水（避難所での食料や飲料水、救援物資の配分、炊き出しなど）

■自主防災組織の編成と活動例

		平常時の活動	災害時の活動
会長 副会長	総務班	・組織の総括及び連絡調整 ・会員等との連絡調整 ・地区の防災会議の開催 ・防災計画、訓練計画、避難所運営マニュアルの作成	・災害対策本部との連絡調整 ・各班の調整、指導 ・避難所の運営
	情報班	・防災マップ作成 ・知識の普及	・状況把握 ・活動報告
	消火班	・消火資機材の点検 ・防火活動	・初期消火活動
	救出・救護班	・救出資機材の備蓄、保守管理 ・医薬品等の備蓄、保守管理	・生き埋め者の把握 ・救出活動・救護活動 ・搬送
	避難誘導班	・避難路の安全点検 ・要支援者の把握、支援体制構築	・安否確認 ・避難誘導
	給食・給水班	・給食・給水器具等の点検	・飲料水、食料の配分 ・炊き出し

2 地区防災計画の作成

地区防災計画は、災害対策基本法第42条第3項に基づき、一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等を定めた計画で、自主防災組織等が作成するものである。

総務課は、自主防災組織等が地区防災計画を作成できるよう、「地区防災計画ガイドライン」（平成26年3月）や関係資料を提供する。

また、自主防災組織等が地区防災計画を作成し、町に提案した場合、防災会議において地域防災計画に当該地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、必要と認める場合は地域防災計画に定める。

3 事業所防災体制の強化

(1) 防災・防火管理体制の強化

学校、病院、大規模店舗等多数の人が出入りする施設において、管理権原を有する者は「消防法」第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっており、山武郡市広域行政組合消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、雑居ビル等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行うよう指導する。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設等の所有者、管理者又は占有者は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、山武郡市広域行政組合消防本部は、危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主防災体制の確立を図るよう指導する。

(3) 事業継続計画（BCP）の作成

事業所の管理者は、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う事業継続計画（BCP）を作成するように努める。

(4) 南海トラフ地震事業者計画の作成

本町は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成14年7月26日法律第92号）第3条により「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定された。そのため、津波による水深30cm以上の浸水が想定される区域内の関係事業者は、津波避難計画等を定めた対策計画又は南海トラフ地震防災規定を作成し、県等に届け出を行う。

総務課は、該当する事業所へ資料の提供や作成支援を行う。

第4 要配慮者及び避難行動要支援者の安全確保

※ 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

※ 避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者

1 在宅の避難行動要支援者に対する対応

総務課、健康福祉課及び社会福祉課は、「九十九里町避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、在宅の避難行動要支援者の支援体制を構築する。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

健康福祉課及び社会福祉課は、避難行動要支援者名簿を作成し、防災関係機関及び地域

に名簿を提供し、避難行動要支援者の避難体制を構築し、なおかつ平常時においても連携がとれるよう情報の共有を図る。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

① 避難支援等関係者の範囲

避難を支援する関係者は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、九十九里町社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会組織（又は自主防災組織）、その他とする。

② 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する避難行動要支援者は次の範囲とする。

ア 身体障害者手帳1・2級の第1種所持者で視覚、聴覚、肢体不自由、呼吸器の障がいのある者

イ 介護保険法における要介護認定3以上の者

ウ 療育手帳所持者（知的障がい者）で最重度、重度、中程度のうち単身者

エ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者

オ 65歳以上の独居者及び65歳以上の高齢者のみの世帯の者で要介護度2以下又は要支援の認定を受けている者

カ ア～オに準じた者で、家族と同居しているが、日中は一人になるなど避難行動に不安のある者

③ 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

避難行動要支援者の情報は、町の関係部局で把握している要介護認定者や障がい者等の情報を集約する。

④ 名簿の提供、更新

名簿の提供は、避難支援等関係者に行う。更新は、毎年4月1日を基準日とする。

⑤ 名簿情報の提供における情報漏えい防止措置

自治会組織（又は自主防災組織）には、誓約書の提出を求める。

⑥ 要配慮者が円滑に避難できるための情報伝達の配慮

多様な手段（防災行政無線、くじゅうくり安全・安心メール、緊急速報メール、広報車、消防車による広報、町ホームページ等）にて行う。

⑦ 避難支援者の安全措置

地域支援者が可能な範囲で避難支援等を実施するものとし、自身の安全確保が難しいと判断したときは自らの命を守るための避難行動を最優先とする。そのため、支援できない可能性もあること等を避難行動要支援者等に理解してもらうように努める。

(2) 避難支援体制の整備

健康福祉課及び社会福祉課は、「九十九里町避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき避難行動要支援者に対する個別計画の作成に努め、地域社会全体で避難行動要支援者を支援する体制づくりを行う。

なお、支援する体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れる等、支援体制の中に女性を位置づけるものとする。

また、この個別計画は災害対策基本法による個別避難計画として整備し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（当該個別避難計画に氏名等が記載された避難支援等の実施者）が同意した場合は同法に基づいて避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限

度で提供するとともに、情報漏えい防止など必要な措置を講じる。

(3) 避難後の支援体制

健康福祉課は、避難後に要配慮者の健康状態を把握し、適切な措置をとるため、医師会等と連携して避難者のトリアージを行う体制を整備する。

(4) 防災設備等の整備

総務課及び健康福祉課は、一人暮らしや、寝たきり高齢者等の安全を確保するため、自動消火装置及び火災警報器等の設置の推進に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるように、その体制及び設備の整備に努めるものとする。

(5) 避難施設等の整備

健康福祉課及び社会福祉課は、福祉避難所の整備に努め、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府、平成28年4月）」、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府、令和3年5月改定）」、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県 平成29年7月）に基づき、避難生活に必要な資機材等の避難施設等への配備、手話通訳及び介護ボランティア等の派遣について、九十九里町社会福祉協議会等と連携するなど、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

① トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障がい者・高齢者用備品

② 児童遊具、ミルク、ほ乳びん等の乳幼児用備品及び授乳に配慮するための設備等

また、山武郡市内の社会福祉事業者等と要配慮者の受入れ等について協定を締結する。

(6) 防災知識の普及、防災訓練の実施

総務課、健康福祉課及び社会福祉課は、要配慮者とその家族に対し、パンフレット、チラシを配布するなど、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

2 社会福祉施設等における防災対策

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設管理者は、施設の耐震化等、災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等の最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の確保に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設管理者は、消防署等の指導を受け、防火管理者等を中心に防災組織を整え、職員の役割分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にするなど、防災組織体制の整備や災害応急計画の作成を行う。

また、日頃から近隣住民及び自主防災組織等とのつながりを深め、入通所者の実態等に応じた支援・協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災学習・訓練

社会福祉施設管理者は、職員や入通所者に対し、災害に関する知識や災害時にとるべき

行動について、理解や関心を高めるための実践的な防災学習と防災訓練等を定期的に行う。

(4) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施

水防法により、浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設の管理者等は、町に対して避難確保計画を提出するとともに、避難訓練の実施状況を適宜報告する。

3 外国人に対する防災対策

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

総務課は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会を捉えて防災対策の周知に努める。

- ① 多言語による広報の充実
- ② 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- ③ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 避難所等における対応

総務課は、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県 平成29年7月）を活用し、避難所等の運営に努める。

第5 ボランティア活動の環境整備

1 受入れ体制等の整備

社会福祉課は、災害時のボランティアの受入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう九十九里町社会福祉協議会をはじめとする関係団体と協議して必要な環境整備を行う。

また、迅速なボランティアの受入れ、活動の調整が機能するよう事前にボランティア組織などへ協力を要請する。

2 ボランティア意識の啓発

社会福祉課は、九十九里町社会福祉協議会と協働して、「防災とボランティアの日」（1/17）及び「防災とボランティア週間」（1/15～1/21）を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、ボランティア意識の啓発を図る。

また、「防災の日」（9/1）、「防災週間」（8/30～9/5）及び「津波防災の日」（11/5）を中心に実施する防災訓練等に住民とボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティア活動に対する啓発と連携を強化する。

3 ボランティアコーディネーターの養成

社会福祉課及び九十九里町社会福祉協議会は、県等が開催する研修会や講習会への参加を促し、ボランティアコーディネーターの養成を進める。

第2節 公助による防災体制の整備

《対策の体系》

項 目	実施担当	関係機関
第1 災害活動体制の整備	総務課、各課（局）	
第2 情報の収集・伝達体制の整備	総務課、企画財政課	
第3 非常用物資の備蓄	総務課、産業振興課、まちづくり課	
第4 消防体制の整備	総務課	山武郡市広域行政組合消防本部
第5 災害時医療体制の整備	総務課、健康福祉課	山武郡市広域行政組合消防本部、県（山武健康福祉センター）
第6 緊急輸送体制の整備	総務課、企画財政課、まちづくり課	
第7 建築物防災体制の整備	まちづくり課	
第8 帰宅困難者・滞留者対策	総務課、産業振興課	

《自助・共助》

住民	・ 情報入手手段の確保、くじゅうくり安全・安心メール登録等 ・ 食料・飲料水・生活必需品、ペット用食料等の備蓄 ・ 住宅用火災警報器、消火器の設置等による出火防止 ・ 住民自らによる災害時の対応確認 ・ 応急手当の修得
自治区・自主防災組織	・ 防災資機材、食料・飲料水等の備蓄 ・ 防災訓練、自主救護訓練の実施
事業所	・ 従業員への情報伝達手段の確保 ・ 防災資機材、食料・飲料水等の備蓄 ・ 町との協定締結等による支援体制の構築 ・ 消防法等に基づく防火設備、点検等の実施 ・ 消防訓練、自主救護訓練の実施

第1 災害活動体制の整備

1 職員初動体制の整備

総務課は、突発的な災害発生に際し、夜間・休日等の勤務時間外であっても速やかに対応できるよう各課（局）の動員配備体制を定めるなど初動体制の整備を図る。

2 災害対策マニュアルの整備

総務課は、個々の職員が、災害発生直後の初動期及びその後の状況の変化に応じた的確な対応ができるよう、各課（局）において実践的な災害対策マニュアルを作成するよう指導するとともに、周知徹底を図る。

また、機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に応じて必要があると

認められる場合は修正するよう指導する。

3 職員への防災体制

総務課は、職員に対し、本計画に対する十分な知識の修得を図るとともに、その知識に基づく適切な判断力及び行動力の充実を図るため、以下の防災教育を計画的に実施する。

(1) 防災訓練の実施

応急活動を想定した実地訓練、シミュレーション訓練、避難所運営訓練（避難所運営ゲーム（HUG））等の各種訓練を定期的の実施する。

(2) 研修会、講演会の実施

学識経験者や防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として、災害の教訓を生かした研修会、講演会を実施する。

特に、発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」、「最悪事態を想定して行動せよ」、「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則って迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修を行うとともに、日ごろから、国、県、防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。

(3) 業務継続計画（BCP）、災害対策マニュアルの周知徹底

各課（局）の職員に対し、災害対策マニュアルの周知徹底を図り、発災時に備え関係課（局）と各種訓練を定期的の実施する。

(4) 業務継続計画（BCP）の推進

各課（局）に対して業務継続計画（BCP）を周知し、大規模災害時にも重要業務を継続できるよう、必要な資源の備蓄、業務継続体制の整備を推進する。

4 広域応援体制の整備

大災害が発生した場合、本町の防災体制のみでは、全てに対応できないことも予想される。このため、総務課は、他市町村や防災関係機関との広域応援体制の構築を推進する。

5 協力体制・システムの活用

総務課は、被災者の生活支援に向けて必要となる膨大な行政事務を効率的に実施するため、防災情報システムを活用し、速やかな被災者の救護・支援と迅速かつ的確な復旧・復興作業を行える体制を構築する。

第2 情報の収集・伝達体制の整備

1 通信施設の整備

(1) 防災行政無線の整備

総務課は、災害時に防災情報の伝達を図るため、町内に30局の防災行政無線屋外子局（スピーカー）を整備している。今後も、防災行政無線のデジタル化へ移行したことを踏まえ、施設、整備の維持管理を図る。また、必要に応じて難聴地域への屋外子局（スピーカー）の増設等を検討する。

(2) 通信施設の安全化

総務課は、ライフライン等の停止時に通信システムが十分機能するよう、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源等を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを実施する。

また、企画財政課は、石油販売業者等と協定を締結し、自家発電設備等の燃料の確保に努める。

2 非常通信体制の強化

災害時に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、「電波法」（昭和25年5月2日法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとする。総務課は、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の整備充実に努める。

第3 非常用物資の備蓄

1 食料・飲料水等の備蓄

(1) 食料、飲料水等の備蓄

防災アセスメント調査の予測結果として、九十九里町直下の地震における避難所避難者数（1日後）は人口比の11.5%が想定されている。この人口比を基準とし、県による「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」（平成24年8月）の備蓄の基本方針に基づき発災から3日間程度を備蓄で充当するものとする。

なお、公的備蓄は、自助・共助で行われる備蓄（避難者の約1／3が避難所に持参すると想定）を補完することを基本とするほか、4日目からは、被災地外からの救援物資等で確保が可能なことを前提とする。

■備蓄目標及び備蓄品（令和3年4月1日の人口15,243人の11.5%を基準）

① 食料

$$1,753 \text{ 人} \times 3 \text{ 食} \times 3 \text{ 日} \times 2 / 3 = 10,518 \text{ 食} \approx 11,000 \text{ 食}$$

② ペットボトル

$$1,753 \text{ 人} \times 3 \text{ リットル} \times 3 \text{ 日} \times 2 / 3 = 10,518 \text{ リットル}$$

$$10,518 \text{ リットル} / 1 \text{ 本あたり } 500 \text{ ミリリットル}$$

$$= 21,036 \text{ 本} \approx 22,000 \text{ 本}$$

③ 毛布

$$1,753 \text{ 人} \times 1 \text{ 枚} = 1,753 \text{ 枚} \approx 1,800 \text{ 枚}$$

なお、千葉県は、市町村を補完するため備蓄を行っており、千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」により備蓄情報を共有化し、必要に応じて千葉県の備蓄等の活用を図る。

(2) 飲料水供給施設の整備

山武郡市広域水道企業団災害対策基本計画では、断水が発生した場合、通水可能になるまでは、各関係市町村で給水を実施することと定めている。

そのため、総務課は、災害用貯水タンク及び非常災害用井戸の整備、非常用浄水装置、給水車、給水タンクなどの応急給水資機材の整備を推進する。

まちづくり課は、地域の井戸等について飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える体制を整備する。

2 備蓄倉庫の整備

総務課は、浸水想定区域等に基づき備蓄物資等が被災することを防止するとともに、発災直後からの活用を考慮して、備蓄物資の分散・集中配置を検討し、備蓄倉庫を整備する。

また、避難所に該当する公共施設の空きスペースの活用を図るほか、防災拠点や津波避難タワー等の整備に合わせた備蓄倉庫の整備を推進する。

3 防災用資機材等の備蓄

総務課は、災害時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な資機材について備蓄を図る。

また、非常時の電源確保について、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

■防災資機材の品目

- | | | |
|-----------------------------|-----------|------------------|
| ① 防水シート | ② 非常用飲料水袋 | ③ 簡易トイレ |
| ④ 投光機 | ⑤ 発電機 | ⑥ 浄水装置 |
| ⑦ 炊飯器 | ⑧ ラジオ | ⑨ 移送用具（リヤカー、担架等） |
| ⑩ 救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等） | | |
| ⑪ 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材 | | |
| ⑫ 電気ポット | ⑬ おむつ交換台 | |

4 備蓄の管理

総務課は、備蓄品の点検を定期的実施し、また、計画的な入れ替えを行い、品質管理及び機能の維持に努める。

5 民間事業者との協定締結の推進

総務課及び産業振興課は、備蓄に適さない物資や備蓄することが困難な物資、4日目以降の物資確保のために民間流通事業者等との協定により物資を確保できる体制を構築する。

また、物資の集積拠点を選定し、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等について民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

第4 消防体制の整備

1 消防力の強化

(1) 消防資機材等の整備

山武郡市広域行政組合消防本部は、常備消防における消防車両等の充実を図るため、「山

武郡市広域行政組合消防車両等整備計画」に基づき計画的整備を行う。

なお、「山武郡市広域行政組合消防車両等整備計画」のうち、消防長が認める消防車両等については、千葉県広域応援隊や緊急消防援助隊として応援可能なものとする。

(2) 消防庁舎の整備

山武郡市広域行政組合消防本部は、常備消防における消防庁舎の機能充実、耐震化等を図るため、「山武郡市広域行政組合消防庁舎建設基本計画」に基づき、防災拠点施設の整備を行うものとする。

(3) 消防通信体制の整備

山武郡市広域行政組合消防本部は、災害時の消防機関内での連絡系統の確保をより確実にするため、消防防災情報通信施設の整備、連携・協力実施計画に基づき必要となる高機能消防指令センターの更新整備、消防通信ネットワークシステムの強化の推進等、消防通信体制の整備を図る。

(4) 消防水利施設の整備

総務課は、消火栓が使用できない場合に備え、耐震性を有する防火水槽の整備、自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

(5) 消防活動体制の確立

山武郡市広域行政組合消防本部は、消防職員の専門知識、救急救助技術の向上及び救急救命士等の資格取得など隊員の教育訓練を実施するとともに、救助・救急用資機材の整備に努める。

また、医療機関との協力体制を確立するほか、住民に対しては、救命講習等を実施し、災害事故における被害の軽減に努める。

(6) 消防団の強化

総務課は、消防団の強化・活性化を図るため、資機材等の装備の整備拡充を図るとともに、消防機庫の維持補修を行い、地域の防災拠点の充実・強化を図る。

なお、消防団員確保のため、次の点に留意する。

- ① 消防団に関する住民意識の高揚
- ② 処遇の改善
- ③ 消防団の施設・装備の改善
- ④ 女性消防団員の積極的確保、能力活用等
- ⑤ 機能別消防団員の採用の推進

(7) 広域応援体制の整備

山武郡市広域行政組合消防本部は、「消防組織法」(昭和22年12月23日法律第226号)第39条の規定による千葉県広域消防相互応援協定の運用について、相互の連絡体制等を把握し、各種災害に迅速に対応ができるようにする。

また、「千葉県消防広域応援基本計画」(平成8年度)に基づき、迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

2 出火防止対策の推進

山武郡市広域行政組合消防本部は、次の出火防止対策を推進する。

(1) 一般家庭に対する指導

自治区、自主防災組織等の各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取り扱い方法について指導を行い、「身の安全を確保した後、すばやく火の始末、火が出たらすぐ消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、「消防法」（昭和23年7月24日法律第186号）第9条の2による住宅用防災機器等の設置義務化に基づき、すべての住宅（寝室、階段、台所等）に住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、防災製品の活用を普及する。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、通電火災に対する注意を啓発する。

(2) 防火対象物の防火・防災管理体制の確立

防火管理者及び防災管理者選任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者、防災管理者の選任を期すとともに、小規模防火対象物についても、災害に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火・防災管理体制の確立を図る。

(3) 火災予防のための立入検査

「消防法」第4条及び第4条の2の規定による立入検査を実施し、消防対象物の用途に応じた計画的な立入検査等を行うとともに、防火対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努める。

(4) 危険物施設等の保安監督の指導

「消防法」の規制を受ける危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、自衛消防体制の確立や保安要員の配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するように指導する。

また、「消防法」第16条の5の規定に基づく立入検査を実施し、必要な助言、指導を実施する。火災予防条例の規定に基づく少量危険物・指定可燃物の貯蔵及び取り扱いの技術上の基準等についても同様に助言、指導を行う。

(5) 化学実験室等からの出火防止

出火等のおそれのある危険物その他これに類する物品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に実施し、保管の適正化の指導を行う。

(6) 文化財からの出火防止

文化財の所有者、管理者又は占有者に対し、防火対策を講じるよう指導する。

(7) 消防同意制度の活用

建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、「消防法」第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

3 初期消火体制の強化

山武郡市広域行政組合消防本部及び総務課は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

また、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及、初期消火訓練の指導を行う。

4 火災予防の啓発

山武郡市広域行政組合消防本部及び総務課は、春季・秋季火災予防運動期間において、火災予防思想の普及のため、次のような啓発活動を実施する。

- ① 火災予防運動を住民に周知するため、火災予防運動期間前から防災行政無線、くじゅうくり安全・安心メール、九十九里町防災情報公式 SNS アカウント等を活用した広報の実施
- ② 防災・防火管理者講習会等の開催
- ③ 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察
- ④ 商業施設、学校、こども園、病院等の消火・避難訓練

第5 災害時医療体制の整備

1 医療体制の整備

(1) 応急医療体制の整備

健康福祉課は、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、山武郡市薬剤師会等と災害協定を締結し、医療体制について協議を行い、救護所の設置や医療救護班の編成等について調整・確認する。

また、町内在住の看護師の有資格者等を登録し、災害時の医療に協力を要請するよう体制を整備する。

(2) 在宅患者の把握

健康福祉課は、山武健康福祉センターと連携して、在宅の人工透析患者や酸素発生装置等を装着している患者等に対する災害時の支援体制について検討する。

また、患者自身が災害に備えた準備を行うよう啓発を行う。

(3) 自主救護体制の確立

山武郡市広域行政組合消防本部及び総務課は、自主防災組織等が軽傷者に対して、応急手当ができるよう、防災訓練の一貫として自主救護訓練を行い手法や知識の周知に努める。

(4) 医薬品等の確保

健康福祉課は、山武郡市薬剤師会等と協議を行い、災害時において医薬品等の不足が生じることのないよう、医薬品卸売業者等との協定を締結するなどの調達体制の整備を図る。

(5) 非常電源の整備促進

健康福祉課は、大規模停電時における医療機能の確保、入院患者の人命確保のため、町内の医療機関の非常用電源の整備、強化を促進する。

2 後方医療体制の整備

健康福祉課は、救護所等から最寄りの救急医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは山武郡市外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、町有車両、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図る。

第6 緊急輸送体制の整備

1 緊急輸送路の確保

(1) 緊急輸送道路の指定

県は、隣接都県の主要道路と、県内の防災拠点及び緊急輸送拠点とそれらを結ぶ緊急輸送道路を選定し、機能別に1次、2次及び3次路線に分類して指定している。

総務課は、県が指定している広域的な観点からの緊急輸送道路とは別に、町域内での災害応急活動を円滑に行うため、主要な道路を災害時緊急輸送道路として指定する。

(2) 沿道建築物の耐震化

まちづくり課は、「九十九里町耐震改修促進計画」に基づき、緊急輸送路沿道の建築物の耐震化を促進する。

(3) 応急復旧時の活動体制の整備

まちづくり課は、災害時の応急復旧作業が円滑に進められるよう、県、近隣市町、警察等の関係機関との協力体制を整備するとともに、建設団体等との協定の締結を行い、災害時の応急復旧について、活動体制を構築する。

2 緊急車両の確保

(1) 調達体制の整備

企画財政課は、緊急輸送をはじめとする災害応急対策に活用が想定される車両及び燃料等を、迅速に調達できるように運送業者や燃料販売業者等との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

(2) 緊急通行車両の事前届出

企画財政課は、全ての町有車両について、東金警察署へ緊急通行車両の事前届出の申請を行い、届出済証の交付を受ける。

3 燃料の確保

企画財政課は、災害対策車両の燃料について、優先的に供給が受けられるよう石油販売事業者等と協定を締結し、燃料の確保に努める。

第7 建築物防災体制の整備

まちづくり課は、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、千葉県建築士会山武支部等の団体と協定を締結し、建築物の応急危険度判定の協力体制を構築する。

第8 帰宅困難者・滞留者対策

1 関係機関との連携

総務課は、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会、県等の関係機関と連携して、帰宅困難者・滞留者対策を検討し、推進を図る。

2 事業所等への要請

産業振興課は、災害時に交通が途絶した場合に、来遊者等が帰宅困難者となるおそれのある施設の管理者に対し、帰宅困難者対策を検討するように要請する。

3 帰宅困難者対策の普及啓発

総務課は、「首都直下地震対策大綱」に基づき身の安全を確保した後、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底、九都県市首脳会議における情報提供、徒歩帰宅支援や町及び県の対応検討の結果について、リーフレットやホームページ等で普及啓発を行う。

また、災害時の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の使用について普及・啓発を図る。

第3節 地震に強いまちづくりの推進

《対策の体系》

項 目	実施担当	関係機関
第1 防災まちづくりの推進	産業振興課、 農業委員会事務局、 まちづくり課、各課（局）	県（環境生活部）
第2 建築物・施設の安全対策	総務課、産業振興課、 まちづくり課、ガス課、 教育委員会事務局	県（山武土木事務所）、 山武郡市広域水道企業団、 東京電力パワーグリッド株式会社、通信事業者
第3 防災拠点の整備	総務課、産業振興課	

《自助・共助》

住民	・新築時における建物の液状化対策 ・耐震診断、耐震改修の実施 ・室内の家具、大型家電等の転倒防止、ブロック塀等の倒壊防止
自治区・自主防災組織	—
事業所	・事業所建物の耐震化、落下物、倒壊物の固定等の安全対策

第1 防災まちづくりの推進

1 土地利用の適正化の誘導

まちづくり課は、既成市街地に対して適正な規模の区域設定、用途地域に基づく建築規制により良好な市街地環境形成を図る。

また、本町に残されている緑地の有効活用を図り、町の安全性や快適性を支える空間として、保全・活用に努める。

産業振興課及び農業委員会事務局は、農業振興地域内の優良な農用地を保全するとともに、農地から宅地への転換については、適正な規制・指導により防災に配慮した環境を創出する。

2 地盤災害の防止

（1）液状化対策

各課（局）は、地震に伴う液状化により地盤の不同沈下、陥没による建物の傾斜、沈下のおそれがあるため、所管する施設について必要な防止対策を行うよう努める。

また、まちづくり課は、住民等に対し、県が作成した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」の活用、パンフレットの配布等により液状化の危険性のある地域の周知に努める。

（2）地盤沈下防止対策

県は、地盤沈下を防止するため、天然ガスかん水汲み上げ対策として、地盤沈下防止協定及び細目協定に基づき、天然ガスかん水地上排水量の削減及び地下還元等の指導を行う。

3 防災空間の確保

(1) 公園の整備

公園は住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能の他に、災害時における一時的な避難場所、あるいは延焼を防止するオープンスペースとしての役割も高い。

まちづくり課は、既存の都市公園の維持管理に努めるとともに、宅地開発指導要綱に基づき、5,000m²以上の開発行為について一定の率の公園・緑地の設置を指導する。

また、「都市公園法」（昭和31年4月20日法律第79号）に基づき、公園整備を実施する際には、防災への配慮について総務課と協議し、資機材倉庫、貯水槽、放送設備等の防災に配慮した公園整備に努める。

(2) 緑地の保全

緑地は、火災延焼防止効果などを有しているため、まちづくり課は屋敷林等の現存する緑地について、保全等の指導を行う。

第2 建築物・施設の安全対策

1 建築物の耐震化

「九十九里町耐震改修促進計画」に基づき、次の対策を実施する。

(1) 公共建築物

公共建築物所管課（局）は、その管理する建築物の耐震化率90%（うち、特定建築物は耐震化率100%）を目標とし、国庫補助金の助成制度等を活用して耐震化を図る。

(2) 民間建築物

まちづくり課は、国の住宅・建築物耐震改修等事業等の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震改修等促進のための施策を推進する。

2 建築物の不燃化

まちづくり課は、防火・準防火地域以外の市街地における延焼を防止するため、「建築基準法」（昭和25年5月24日法律第201号）第22条により屋根不燃化区域を指定しており、同法に基づいて木造建築物の屋根の不燃化措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

3 道路・交通施設の安全対策

まちづくり課は、県道について、県と連絡調整を図り、道路の整備を促進する。町道については、防災上重要な路線を重点的に、新設、拡幅整備を推進するほか、必要な補修を計画的に実施する。

4 河川・海岸施設の安全対策

(1) 河川施設の整備

まちづくり課は、河川改修や整備は広域的な見地から行われる必要があるため、河川の状態変化を注視し、作田川改修期成同盟会、真亀川改修期成同盟会を中心に県や地域住民

と連絡調整を密にし、改修事業の促進に協力する。

(2) 海岸施設の整備

県は、堤防・護岸等の海岸保全施設の適切な維持管理に努める。

5 倒壊物・落下物の安全対策

(1) ブロック塀等対策

まちづくり課は、「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（昭和 58 年 9 月）に基づき、倒壊を防止するため、県と連携して適正な築造方法の啓発・普及、指導等を実施する。

また、「千葉県屋外広告物条例」に基づき、倒壊や落下により公衆に危害を及ぼすことがないように、屋外広告物の設置者・管理者に対し、補修等必要な管理を行い、良好な状態を保持するよう啓発に努める。

教育委員会事務局は、小学校・中学校の通学路に面したブロック塀等を対象に点検パトロールを実施し、危険箇所については、道路管理者等と協議し、改善指導を行う。

(2) 落下物・倒壊物対策

県は、まちづくり課と連携して「千葉県落下物防止指導指針」（平成 2 年 11 月）に基づき、窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を防止するため、所有者、管理者に対し指導を行い、改善を促進する。

(3) 家具・大型家電の転倒防止

総務課は、家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、ホームページ、広報紙、防災訓練等において、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。

6 ライフライン施設の安全対策

(1) 水道施設

山武郡市広域水道企業団は、水道施設の耐震化を図るとともに、広域的バックアップ体制や緊急時給水体制の強化を図る。

また、発災後の円滑な応急対応や復旧・復興のため、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制と、住民からの問い合わせ等に対応する体制の整備について、あらかじめ計画しておく。

(2) 下水道施設

産業振興課は、農業集落排水処理場、ポンプ場及び管路施設についての維持管理や耐震化等の整備を進める。

整備は、緊急度の高い施設の耐震化を優先的に実施することとし、管路施設については、管渠の耐震補強、処理場施設については、震災時に最低限必要となる処理場機能（揚水・沈殿）に係る施設の耐震補強、被災時に汚水が漏水することを防止する水槽への伸縮可とう継手の設置などを行う。

(3) 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、電力施設の耐震性の確保に努める。

(4) ガス施設

ガス課は、ガス供給設備等のガス施設そのものを強固なものとするとともに、供給系統の多重化・拠点の分散、臨時供給設備の整備、緊急遮断装置の設置を推進することにより、二次災害の発生の防止に努める。

(5) 通信施設

通信事業者は、通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。

第3 防災拠点の整備

1 指定避難所の指定

総務課は、災害対策基本法第49条の7に基づき、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として、一定のスペースを有する施設を指定避難所として指定する。

また、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に留意して、指定避難所の環境整備等を推進する。

2 指定避難所の整備

総務課は、避難所に指定した建物については、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県 平成29年7月）により、次のような設備の整備に努める。

- ① 避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置できるよう努める。
- ② 避難所に指定した建物については、必要に応じ換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ③ 上記②の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める。
- ④ 救護所、貯水槽、井戸、通信機器等施設・設備の整備に努める。
- ⑤ 避難生活の長期化、高齢者、障がい者等の要配慮者に対応するため、福祉避難所の確保に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。
- ⑥ 被災者のプライバシー及び安全の確保、女性への配慮及びペット対策に必要な設備の整備を検討する。
- ⑦ 避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- ⑧ 施設管理者と協議のうえ、避難所ごとの運営マニュアルの策定について検討する。
なお、町の指定避難所の開設、運営についての標準的な事項をまとめた避難所運営マニュアルを普及し、避難所の開設及び避難者の受け入れの円滑化、避難所の自治運営体制の確保、避難生活環境の向上を図る。
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所で感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当と保健福祉担当が山武健康福祉センターと連携して取組を進めるとともに、必要な体制について検討する。

3 海の駅の防災機能強化

産業振興課は、災害時において地域住民や道路利用者、観光客へ安全・安心な場や災害情報の提供の場となり得る海の駅九十九里（いわしの交流センター）について、必要に応じて防災機能強化に努めるものとする。

第4節 津波に強いまちづくりの推進

《対策の体系》

項 目	実施担当	関係機関
第1 津波防護施設の整備		県（山武土木事務所、銚子漁港事務所）
第2 津波避難体制の整備	総務課、まちづくり課、産業振興課、各課（局）	
第3 広報・訓練	総務課	

《自助・共助》

住民	・ 津波からの避難行動、避難先の確認、家族への周知 ・ 避難者カードの事前記入
自治区・自主防災組織	・ 津波からの避難行動、避難先の確認、地域への周知
事業所	・ 津波からの避難行動、避難先の確認、従業員等への周知 ・ 集客施設における施設利用者、来遊者等への情報伝達、避難誘導体制の確立

第1 津波防護施設の整備

1 河川・海岸の津波対策

県は、津波による浸水対策として、土塁等による海岸堤防、漁港への防護壁の整備及び真亀川、作田川の河川堤防の嵩上げを実施する。

第2 津波避難体制の整備

1 津波避難計画の普及、更新

総務課は、避難対象地域、避難場所、避難路及び避難困難地域における避難ビル等を指定した「九十九里町津波避難計画」（平成27年3月）を普及するとともに必要に応じて更新に努める。

2 津波避難施設（指定緊急避難場所）の確保

指定緊急避難場所とは、災害対策基本法第49条の4に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所のことで、本町では、津波避難ビル、津波避難タワー等が該当する。

（1）津波避難ビルの指定

避難の遅れた地域住民等が緊急的に一時避難する緊急避難施設として、町内にある堅牢な中高層建築物の所有者等と「津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定」を締結している。

総務課は、今後、新たな施設が整備された場合に、津波避難ビルとして使用できるよう、所有者との協定の締結を行う。

(2) 津波避難タワーの整備

総務課は、津波の到達予想時間内に津波浸水予想地域外又は津波避難ビルへの避難が困難な地域を抽出し、津波避難タワーの整備を検討する。

また、(小関納屋地区)の維持管理を「小関納屋地区津波避難タワー個別施設計画」(令和2年3月)に基づき実施するとともに、効果的な活用の普及に努める。

3 避難道路の整備

総務課、まちづくり課及び産業振興課は、海岸付近から安全な避難ができるよう既存の路線を中心に、避難経路として使用されることが考えられる道路を整備対象路線とし、計画的に避難道路の整備に努める。

■避難道路の条件

- ・大津波警報(10m・10m超)が発表された場合、町内全域が避難対象地域となることを考慮し、避難対象地域の外まで抜けられる道路を基本とする。
- ・津波が河川を遡上し、氾濫するおそれを考慮し、河川沿いの道路は対象外とする。

4 公共施設の津波対策

各課(局)は、津波対策の観点から、津波浸水予想地域内の公共施設について、浸水対策を講じるものとする。

5 津波に対する自衛体制の確立

(1) 津波情報受伝達対応

総務課は、休日・夜間等の勤務時間外においても津波警報等の迅速な情報伝達に努める。

① 全国瞬時警報システム(J-ALERT)

J-ALERTによる防災行政無線の自動放送の活用による情報伝達等を実施する。

② くじゅうくり安全・安心メール

津波警報等の緊急性の高い情報を携帯電話等のメール機能を活用し伝達するため、住民等の登録を促進する。

(2) 地域への情報伝達体制の確立

① 地域への情報伝達

総務課は、防災行政無線を主要手段として、必要に応じて、サイレン、くじゅうくり安全・安心メール、緊急速報メール等を用い、住民や海岸利用者に対し、情報伝達ができるような体制を確立する。

② 海岸や漁港への情報伝達

総務課及び産業振興課は、海岸部に職場がある事業者や漁業協同組合、海の駅九十九里(いわしの交流センター)等、多くの人出が予想される夏季の海水浴場の管理者及び自主防災組織等とあらかじめ津波関係情報の伝達に関し協議を行い、これら関係者との協力体制を確立する。

(3) 津波避難体制の確立

総務課は、地域住民、地域団体の避難行動と連動し、迅速かつ的確に避難を実施し得る体制を確立するとともに、避難行動を容易にするため、避難先案内板や避難誘導標識等の整備に努める。

また、要配慮者関係各課は、国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月）、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県 平成29年7月）及び町が策定した「九十九里町津波避難計画」（平成27年3月）に基づき、日頃から、自主避難の困難な避難行動要支援者の所在把握や迅速かつ的確な避難誘導を行うために防災関係機関、自主防災組織、近隣住民等と連携した安否確認・避難誘導体制を整備する。

また、海岸地域に来遊者等が多数集まる施設などについては、施設の管理者等が自主的、主体的に来遊者等の避難誘導を実施し得る体制を確立する。

(4) 避難者カードの作成

総務課は、住民等に対し、平常時から避難者カードに必要な事項を記入し、避難する際に持ち出しが可能なよう、ホームページ等において周知を図る。

第3 広報・訓練

1 津波浸水予想地域の周知

総務課は、津波浸水予想地域を記載した津波避難マップを作成・配布する。津波避難マップには、浸水予想地域のほか、避難方向、津波避難ビル、津波避難タワー等の避難施設、津波警報等に関する情報を掲載し、周知を図る。

2 津波避難表示板の設置

総務課は、避難誘導を行うため海岸からの距離、海拔高度、避難方向等を示した津波避難表示板を主要幹線道路の電柱及び公共施設等に設置しており、今後も維持管理に努める。

また、施設の整備等の状況に併せて津波避難表示板を設置する。

3 津波避難訓練

(1) 地域の津波避難訓練

総務課は、自主防災組織、防災関係機関と連携して、津波発生を想定した情報伝達、避難誘導訓練の実施に努める。

実施に当たっては、観光施設の管理者等の参加を呼びかけるほか、避難行動要支援者の支援訓練や、夜間を想定した避難誘導の実施について検討する。

(2) 広域の津波避難訓練

総務課は、「災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定」に基づき、山武郡内市町合同による避難訓練等を実施する。

第5節 風水害に強いまちづくりの推進

《対策の体系》

項 目	実施担当	関係機関
第1 水害予防計画	総務課、企画財政課、 産業振興課、まちづくり課	県（山武土木事務所）
第2 風害予防計画	総務課、企画財政課、 産業振興課、まちづくり課	東京電力パワーグリッド 株式会社、通信事業者
第3 雪害予防計画	産業振興課、まちづくり課	東京電力パワーグリッド 株式会社、通信事業者、 バス事業者

《自助・共助》

住民	・ 浸水想定区域、竜巻等の防災知識の把握 ・ 風害の危険性のある既設の看板、広告物、その他構築物及び廃屋等の町への通報 ・ 所有物（既設の看板、広告物、その他構築物等）の風害対策
自治区・自主防災組織	・ 地域への浸水想定区域、竜巻等の防災知識の普及啓発 ・ 風害の危険性のある既設の看板、広告物、その他構築物及び廃屋等の町への通報
事業所	・ 従業員等への浸水想定区域、竜巻等の防災知識の普及啓発 ・ 所有物（既設の看板、広告物、その他構築物等）の風害対策

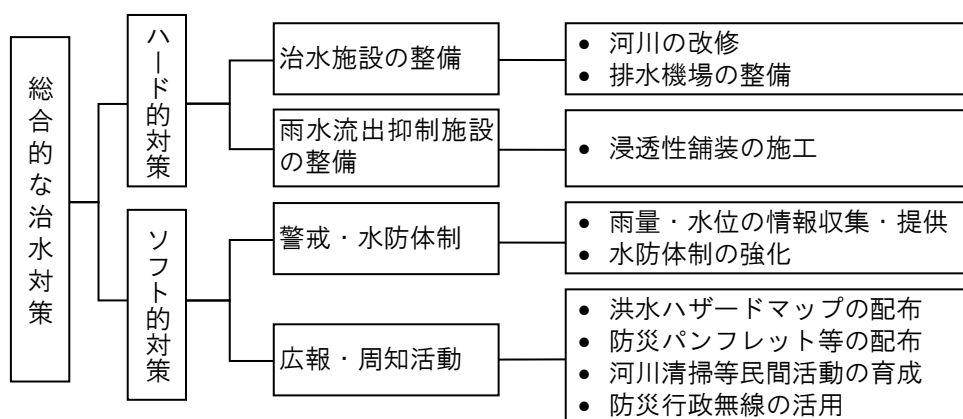
第1 水害予防計画

1 総合的な治水対策

水害の予防は、集中豪雨等による河川の氾濫、低地の浸水等に対する予防が考えられる。また、近年の社会情勢の変化に伴い、土地利用形態の変化により地域の保水能力が低下し、より大きな浸水被害を招くことも考えられる。

そのため、ハード・ソフト両面での総合的な治水対策の検討が必要となる。

■総合的な治水対策の概念



2 河川・水路の整備

まちづくり課は、今後、土地利用の変化に伴う保水機能の低下や、気候変動に伴う集中豪雨の増大に対する浸水被害を防ぐため、現在、県が整備中の真亀川及び作田川について、河川の改修等の促進を要請する。

産業振興課は、幹線排水路の浜川、蛭川、細屋敷川等の湛水防除対策を両総土地改良区等関係機関と協議を行い、効果の高いものから優先して実施する。

また、水路等排水構造物についても適正な維持管理を行い、排水機能の確保に努める。

3 土地利用の適正化等

まちづくり課は、水害危険地域における土地利用の適正化を促進するため、「都市計画法」（昭和43年6月15日法律第100号）をはじめとする各種法令等により、適正な土地利用の誘導・規制を図る。

4 浸水想定区域等の作成及び公表

(1) 浸水想定区域の調査把握

まちづくり課は、県の作成した木戸川、南白亀川、真亀川及び作田川の「洪水浸水想定区域図」に基づき浸水しやすい区域の把握を行う。

また、まちづくり課及び産業振興課は、河川、水路等の浸水が発生しやすい区域について把握する。

(2) 洪水ハザードマップの作成・周知

総務課は、県（県土整備部）が公表した「洪水浸水想定区域図」に基づいて作成した洪水ハザードマップにより、水害の危険箇所、避難場所、避難情報等の入手方法、適切な避難行動などを住民に周知し、避難体制を強化する。

洪水ハザードマップは、転入者への配布、町ホームページや広報紙への掲載を継続的にを行い、広く活用・周知を図る。

■町に関する雨量観測所（県）

対象河川	観測所名	所在地
作田川	小関	九十九里町小関 2814
	埴谷	山武市埴谷 1887-1
真亀川	山武土木事務所	東金市東新宿17-6
木戸川	埴谷	山武市埴谷1887-1
南白亀川	九十根	大網白里市長国260-1

■町に関する河川水位観測所（県）

河川名	観測所名	所在地
作田川	小関	九十九里町小関 2814
	成東	山武市成東字下町
真亀川	不動堂	九十九里町不動堂 188-2
木戸川	中台	山武市高富 2346-2
南白亀川	九十根	大網白里市長国260-1

5 水防用資機材の整備

まちづくり課は、水害時の水防活動に活用するため、総務課と連携し、水防資機材を整備し、その維持管理に努める。

6 道路水害による事故防止

まちづくり課は、道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、パトロールの実施の徹底を図る。

7 農作物の水害防止対策

産業振興課は、農作物の水害防止について、農家に対して注意を促し、被害の軽減を図る。

8 通信施設水害予防対策

(1) 庁舎設備

企画財政課は、洪水による庁舎及び庁舎内通信設備の浸水被害予防のため、庁舎浸水防止措置を計画的に実施する。

また、停電に対処するため、予備電源装置の設置及び整備を図る。

(2) 無線設備

総務課は、通信機器の設置場所をできるだけ2階以上にしよう配慮する。

また、停電に対処するため、予備電源装置の設置及び整備を図る。

第2 風害予防計画

1 農作物の風害防止対策

産業振興課は、農作物の風害防止について、農家に対して注意を促し、被害の軽減を図る。

2 構築物、廃屋の風害防止対策

県は、まちづくり課と連携し、既設の看板、広告物、その他構築物及び廃屋等を事前調査し、調査結果に基づき、災害防止のために自主的に措置を行うよう所有者に指導する。

また、平常時から広報を行い、風害の予防に努める。

3 電力施設の風害防止対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、樹木倒壊等による停電被害の発生を未然に防止するため、町との連携により平時における計画的な樹木伐採等については相互で可能な限り取り組むこととする。

4 通信施設の風害防止対策

通信事業者は、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化等を推進する。

総務課及び企画財政課は、風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。

5 竜巻災害の知識の啓発

総務課は、竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、「雷注意報」、「竜巻注意情報」等の気象情報の活用や、頑丈な建物への待避等、身を守るための知識についての普及・啓発を図る。

第3 雪害予防計画

1 道路の雪害防止対策

まちづくり課は、降雪による路面凍結が予想される場合には、交通事故を防止するため、管理する道路に防滑砂や路面凍結防止剤等を散布するなどの体制を確保する。

異常降雪があった場合、路線の性格と地域や気象条件に応じて、グレーダー、ショベル類、ブルドーザー等を所有する建設業者に依頼し、機械による除雪と人力による除雪を行い、交通の確保に努める。車道部はもとより歩道部等においても除雪に努める。

2 農作物等の雪害防止対策

産業振興課は、農作物の雪害防止について、農家に対して注意を促し、被害の軽減を図る。

3 電力施設の雪害防止対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、電線への着雪防止対策等について可能な限り取り組むこととする。

4 通信施設の雪害防止対策

通信事業者、総務課及び企画財政課は、雪害防止対策に準じて通信線路設備、局内設備対策を実施する。

5 公共交通機関対策

バス事業者は、道路管理者と事前協議し、除雪協力体制を確立するとともに、全線の運行を把握し、利用者に対して的確に情報提供できるよう情報収集連絡体制の整備を図る。

第6節 大規模事故災害への備えの推進

《対策の体系》

項 目	実施担当	関係機関
第1 大規模火災	総務課、まちづくり課、 教育委員会事務局	山武郡市広域行政組合消防本部
第2 危険物等災害	ガス課	山武郡市広域行政組合消防本部
第3 海上災害	総務課、産業振興課	山武郡市広域行政組合消防本部、 銚子海上保安部、 千葉県水難救済会九十九里町救難所
第4 油等海上流出災害	総務課	銚子海上保安部
第5 航空機災害	総務課	
第6 道路災害	まちづくり課、産業振興課	
第7 放射性物質事故	総務課、まちづくり課	山武郡市広域行政組合消防本部

第1 大規模火災

1 建築物不燃化の促進

まちづくり課は、市街地における延焼の防止を図るため、「建築基準法」（昭和25年5月24日法律第201号）第22条による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

2 防災空間の整備・拡大

まちづくり課は、延焼を防止するため防災空間の整備・拡大を図る。

3 市街地の整備

まちづくり課は、防災上安全の高い市街地の形成を促進する。

4 火災予防に係る立入検査

山武郡市広域行政組合消防本部は、火災を未然に防止するため、「消防法」（昭和23年7月24日法律第186号）等に基づき防火対象物の所有者、管理者又は占有者に対して、火災予防上必要な資料の提出を命じ又は防火対象物への立入検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

5 建築物の防火対策

(1) 多数の者を収容する建築物

山武郡市広域行政組合消防本部は、次のような建築物の防火対策を行う。

- ① 多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく事項を遵守させる。
- ② 特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

(2) 住宅用防災機器の設置

山武郡市広域行政組合消防本部は、すべての住宅（寝室、階段、台所等）に住宅用火災警報器を設置するように指導する。

また、総務課は広報紙や町ホームページを通じて住民への周知を行う。

6 文化財の防火対策

山武郡市広域行政組合消防本部及び教育委員会事務局は、文化財の所有者、管理者又は占有者に対して、下記事項を指導する。

(1) 消防設備の設置・整備

- ① 消火器、屋内・外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、ドレンチャー設備等を設置する。
- ② 自動火災報知設備、漏電火災警報器等を設置する。

(2) 防火管理

- ① 定期的な巡視と監視を実施する。
- ② 危険箇所について指導する。
- ③ 「消防法」等に基づき防火管理者を定め、防火管理計画、消防訓練等の具体的な消防計画を指導する。
- ④ 毎年1月26日を文化財防火デーとして、消防機関と教育委員会事務局等の協力のものと、文化財建造物の消火訓練を実施する。

7 消防組織及び施設充実

山武郡市広域行政組合消防本部は、消防職員の確保及び消防資機材の拡充に努める。また、町は、消防団員の確保及び消防資機材の拡充に努める。

第2 危険物等災害

1 予防査察

山武郡市広域行政組合消防本部は、「消防法」その他法令に基づいて、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査を行い、法令に定める基準に不適合な場合は、改修、移転など危険物の規制を実施する。

2 事業所防災対策の強化

山武郡市広域行政組合消防本部は、危険物保安監督者・危険物保安統括管理者・危険物施設保安員の選任、防災組織の確立、消防用設備の設置、防災訓練等を指導する。

ガス課及び各危険物施設は、情報連絡や緊急動員等に備えた体制を確立する。

また、従業員の保安教育や防災訓練を行い、応急措置等の習熟に努める。

3 消防体制の強化

山武郡市広域行政組合消防本部は、危険物の性質、数量等を把握し、事業所ごとの警防計画を作成するとともに、危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について教育を行う。

第3 海上災害

1 各種予防対策

(1) 航行船舶の安全確保

- ① 銚子海上保安部は、海域における交通制限、交通情報の提供等の体制整備に努める。
- ② 銚子海上保安部は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。
- ③ 県は、漁船の操業安全指導海域内での指導、災害予防通信及び港内のパトロール等を実施する。

(2) 船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は、船舶利用者に対し、発災時における行動、避難経路の教示等を実施する。

(3) 海難救助訓練

産業振興課及び総務課は、山武郡市広域行政組合消防本部、銚子海上保安部及び千葉県水難救済会九十九里町救難所等と連携して、海難救助訓練を実施する。

2 資機材等の整備

銚子海上保安部等は、災害発生の場合に必要な救助用具、資機材の整備に努める。千葉県水難救済会は、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努めるものとする。

第4 油等海上流出災害

1 航行の安全確保

銚子海上保安部は、海域における交通制限、交通情報の提供等の体制整備に努める。

また、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

2 広域的な活動体制

総務課は、県及び国等の関係機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が行えるよう緊急時の情報連絡体制を確立するなど、広域的な連携を図る。

3 油防除作業体制の整備

総務課は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」（平成11年3月）、「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」（平成18年3月）を活用し、地域に即した対応ができるような体制を整備するとともに、油防除資機材の備蓄や関係機関が行う防災訓練等に参加する。

第5 航空機災害

総務課は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

第6 道路災害

1 危険箇所の把握・改修

まちづくり課及び産業振興課は、町道、農道について、災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し、監視体制を強化する。

また、被災した施設の早期復旧を図るため、応急復旧用資機材の保有に努める。

2 危険物積載車の災害予防

輸送事業者は、法令の定めるところにより防除資機材を携帯するとともに、危険物の名称及び事故の際に講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

第7 放射性物質事故

1 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策

放射性同位元素使用施設の管理者及び総務課は、何らかの要因により、放射性同位元素の漏洩等により放射線障害の発生又は発生するおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ関係機関に対する通報連絡体制の整備に努めるものとする。

2 放射性物質取扱施設の把握

山武郡市広域行政組合消防本部は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

3 放射性物質事故発生時の体制整備

総務課は、次の対策の実施を検討する。

- ① 専門知識等に関する助言が受けられる体制
- ② 被爆治療可能施設の把握
- ③ 防護資機材の整備
- ④ 待避施設の選定及び住民への周知
- ⑤ 住民、公共施設、教育施設等への緊急連絡体制
- ⑥ 防災関係機関への放射性物質事故の教育、住民への知識の普及、訓練の実施

また、山武郡市広域行政組合消防本部、東金警察署及び放射性物質を取り扱う事業者は、応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、放射線測定器等の整備に努める。

4 放射線モニタリング体制の整備

まちづくり課は、緊急時における放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定が可能な体制を整備する。

5 退避誘導体制の整備

総務課は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から

地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導體制の整備に努める。

また、避難行動要支援者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

6 防災教育・防災訓練

総務課は、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施し、住民に対しても放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。

また、県と連携し、放射性物質事故を想定した訓練の実施を図る。

第 3 章 災害応急体制

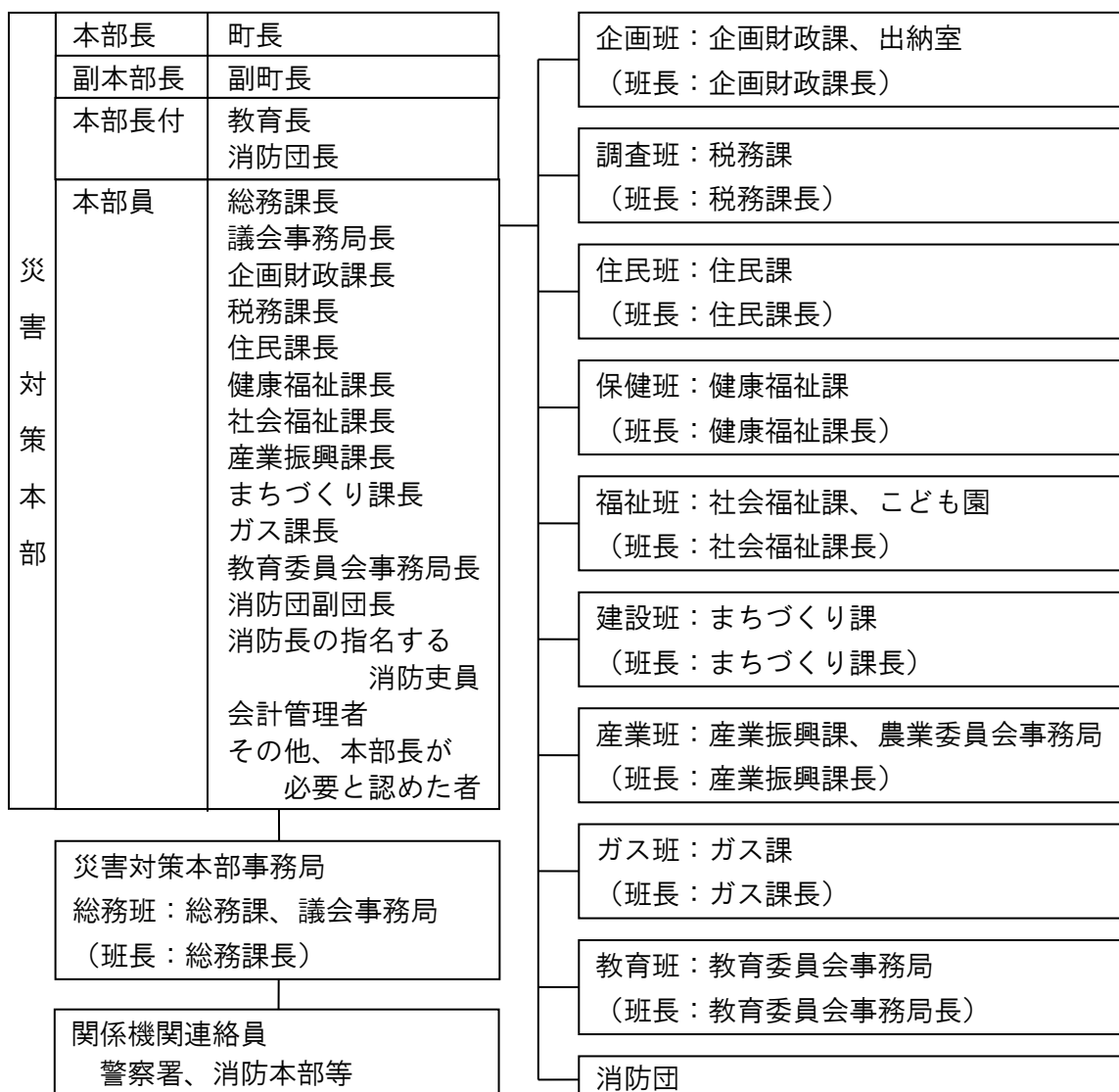
第1節 防災組織

第1 災害対策本部組織

災害が発生又は災害が発生するおそれのある場合、災害に対応する町の災害対策本部組織は、次のとおりである。

町長は、災害警戒体制、災害対策本部体制及び災害対策本部解散後の体制について、次の防災組織及び事務分掌に基づき、必要な班及び班員等を動員する。

■災害対策本部組織図



災害対策本部事務分掌表

班名【責任者】	担当	事務分掌
総務班 【総務課長】	総務課 交通防災係	1 災害対策本部の設置・運営に関する事 2 地震・気象情報等の収集伝達に関する事 3 被害状況及び応急・復旧対策実施状況の総括に関する事 4 県本部等への報告に関する事 5 自衛隊の災害派遣要請に関する事 6 消防団の出動要請に関する事 7 防災行政無線等の運用に関する事 8 避難指示に関する事 9 防災関係機関等との連絡調整に関する事 10 職員の動員及び配置に関する事 11 被災証明書の発行に関する事 12 町外からの避難者及び町外へ避難した避難者の把握及び支援に関する事 13 被災者台帳の総合調整に関する事
	総務課 庶務係	1 職員の安否確認及び被災状況等の把握に関する事 2 派遣職員の受け入れに関する事 3 災害救助法の適用の手続きに関する事 4 職員の勤務管理及び健康管理に関する事 5 被災者生活再建支援金の支給に関する事 6 災害援護資金の貸付、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給に関する事
	総務課 情報管理係	1 通信インフラの被害調査及び復旧に関する事 2 情報システムの被害調査及び復旧に関する事
	総務課 秘書広報係	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 災害対策本部の記録に関する事 3 報道機関との連絡調整・対応に関する事 4 災害関係情報の広報に関する事
	議会事務局	1 議員関係者との連絡調整に関する事 2 九十九里町議会災害対策会議との連絡調整に関する事 3 災害見舞者及び視察者の対応に関する事
企画班 【企画財政課長】	企画財政課 管財係	1 庁舎及び付帯施設の被害状況の把握に関する事 2 庁舎の機能確保に関する事 3 公用車等の集中管理に関する事 4 災害対応車両の燃料確保に関する事 5 災害対応物品の調達に関する事 6 災害対応委託事業の契約に関する事
	企画財政課 財政係	1 災害対策関係予算及び支出に関する事 2 災害対策に係る工事等の契約に関する事 3 義援金品等の受付に関する事 4 義援金品等の配分委員会に関する事
	企画財政課 出納室	1 関係機関との連絡調整に関する事 2 災害関係経費の出納に関する事 3 災害時の現金の保管に関する事 4 義援金の受付・保管に関する事
	企画財政課 企画係	1 緊急通行車両確認証明書の申請に関する事 2 緊急輸送車両の確保に関する事 3 輸送機関との連絡調整に関する事 4 公共交通情報に関する事 5 ライフライン（電気・電話）情報に関する事 6 帰宅困難者対策及び滞在者対策に関する事
調査班 【税務課長】	税務課 課税係 徴収係	1 住家の被害調査に関する事 2 住家の罹災証明発行に関する事 3 災害時の税制措置業務に関する事
住民班 【住民課長】	住民課 住民係	1 避難所の開設・運営に関する事（ペット同行避難を含む。）

第3章 災害応急体制 第1節 防災組織

		2 人的被害状況の把握に関する事 3 住民の安否情報の公表に関する事 4 相談窓口の開設・運営に関する事 5 遺体の埋火葬に関する事
	住民課 国保年金係	1 避難者・避難所の総括に関する事
保健班 【健康福祉課長】	健康福祉課 高齢者福祉係	1 避難行動要支援者の支援に関する事 2 被災要配慮者の支援に関する事 3 福祉避難所の開設・運営に関する事
	健康福祉課 健康指導係	1 医療及び助産に関する事 2 医療薬品及び衛生資材の調達に関する事 3 医療機関との連絡調整に関する事 4 収容可能医療機関の把握に関する事 5 飲料水の確保対策及び給水活動体制に関する事 6 水道に關しての災害に対する広報に関する事 7 被災家屋等の消毒、防疫に関する事 8 被災者の心身の健康保持に関する事
福祉班 【社会福祉課長】	社会福祉課 社会福祉係	1 避難行動要支援者の支援に関する事 2 被災要配慮者の支援に関する事 3 福祉避難所の開設・運営に関する事 4 遺体の収容・安置に関する事 5 遺体の検案処置に関する事 6 町社会福祉協議会及び日本赤十字等への協力要請に関する事 7 災害ボランティアセンター設置支援に関する事
	社会福祉課 子育て支援係	1 こども園園児の救護及び避難対策に関する事 2 こども園園児の安否確認に関する事 3 こども園施設の被害状況確認に関する事
建設班 【まちづくり課長】	まちづくり課 環境係	1 重機及びオペレーターの配置に関する事 2 家庭ごみの収集に関する事 3 動物対策に関する事 4 仮設トイレの設置に関する事 5 仮置き場の設置に関する事 6 災害廃棄物の処理・受入調整に関する事 7 し尿処理に関する事
	まちづくり課 建設係	1 災害危険区域の警戒及び巡視に関する事 2 水防に関する事 3 道路、橋梁等の応急措置に関する事 4 緊急輸送道路及び幹線道路等の確保に関する事 5 交通規制に関する事 6 障害物の除去に関する事
	まちづくり課 管理係	1 被災建築物の危険度判定に関する事 2 住宅の応急修理に関する事 3 町営住宅に関する事 4 応急仮設住宅の提供、維持管理、居住支援に関する事
	まちづくり課 公園管理係	1 施設利用者対応に関する事 2 発災直後の初期消火に関する事 3 被害状況把握に関する事 4 応急措置及び応急修理に関する事
産業班 【産業振興課長】	産業振興課 農業振興係 農業委員会事務局	1 農業集落排水施設の被害調査・報告及び応急対策に関する事 2 農業用排水、水門等の警戒巡視及び水防上必要な活動に関する事 3 食料及び生活物資の調達及び配給に関する事 4 救援物資の受入・配給に関する事 5 災害時物資集積場所の開設、運営の協力に関する事 6 家畜等の防疫・処理に関する事 7 農作物並びに生産施設の被害調査及び報告に関する事 8 農地の被害調査及び報告に関する事

第3章 災害応急体制 第1節 防災組織

	産業振興課 商工観光係	1 来遊者等の避難に関すること 2 在港船舶（主に漁船等）被害情報の収集に関すること 3 水産物被害情報の収集に関すること 4 漁港及び漁業施設等被害情報の収集に関すること 5 商工、観光関係の応急復旧資機材の確保に関すること 6 観光の復旧支援に関すること 7 非住家の被害調査に関すること 8 非住家の罹災証明の発行に関すること
ガス班 【ガス課長】	ガス課 供給係	1 全町供給停止の判断に関すること 2 被災状況の把握に関すること 3 供給停止措置に関すること 4 保安管理に関すること 5 復旧計画の立案に関すること
	ガス課 経理係	1 ガス関係機関への協力要請に関すること 2 ガス災害に関する広報に関すること
教育班 【教育委員会 事務局長】	教育委員会事務局 社会教育係	1 町野球場利用者の対応に関すること 2 文化財の被害調査及び応急・復旧対策に関すること
	教育委員会事務局 中央公民館	1 施設利用者対応に関すること 2 発災直後の火災対策に関すること 3 被害状況把握に関すること 4 避難所開設準備に関すること 5 避難所の運営に関すること 6 応急措置及び応急修理に関すること
	教育委員会事務局 学校教育係 学校給食係	1 児童、生徒の救護及び避難対策に関すること 2 児童、生徒及び教員の安否確認に関すること 3 学校施設等の被害調査及び応急・復旧に関すること 4 応急教育に関すること 5 通学路の被害状況確認に関すること 6 被災児童、生徒の学用品等の支給に関すること 7 児童、生徒の心理的ケアに関すること
	教育委員会事務局 学校給食係	1 学校給食施設の被害確認及び応急・復旧に関すること
消防団 【消防団長】	消防団	1 火災等の警戒及び鎮圧に関すること 2 災害情報の収集に関すること 3 被災者の救助に関すること 4 避難施設等への給水及び搬送に関すること 5 行方不明の捜索に関すること 6 消防団員の動員に関すること 7 水防活動、危険物対策に関すること

※ 各班の事務分掌については、状況に応じて担当課（局）内で調整するものとする。

各班共通する事務	○所管施設の利用者等の安全確保（避難、保護等）に関すること ○所管施設等の被害調査、応急対策、復旧に関すること ○所管業務に係る関係機関、協定締結先等との連絡調整に関すること ○被災者台帳に関すること ○避難所の運営に関すること ○災害救助法の適用に関すること ○本部長（町長）からの特命事項に関すること
----------	--

第2 災害対策本部の運営

1 災害対策本部の設置・廃止基準

町長は、次の基準に達した場合は、災害対策本部を設置・廃止する。

■災害対策本部の設置・廃止基準

設置	地震・津波	① 町域で震度5強以上の地震が発生したとき【自動設置】 ② 津波予報区「千葉県九十九里・外房」に津波警報・大津波警報が発表されたとき 【自動設置】 ③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 【自動設置】 ④ 地震又は津波により局地的災害が発生した場合、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、町長が必要と認めたとき ⑤ 地震又は津波により大規模な災害が発生した場合で町長が必要と認めたとき
	風水害	① 次の特別警報の1以上が発表されたとき ○大雨特別警報 ○暴風特別警報 ○暴風雪特別警報 ○大雪特別警報 ○高潮特別警報 ○波浪特別警報 ② 真亀川（不動堂）、作田川（小関）、木戸川（埴谷）及び南白亀川（九十根）の水位が氾濫危険水位に達し、町長が必要と認めたとき ③ 局地災害が発生した場合、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、町長が必要と認めたとき ④ 町域に大規模な災害が発生した場合で、町長が必要と認めたとき
	大規模事故	① 町域及び周辺に重大な大規模事故が発生し、総合的な対策が必要と町長が認めたとき ② その他、災害状況により町長が必要と認めたとき
廃止		災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧をおおむね完了したと認めたときに廃止する。

2 災害対策本部の運営

(1) 本部の設置場所

災害対策本部は、役場庁舎に設置する。

役場庁舎が使用できない場合は、中央公民館に設置する。津波浸水により使用できない場合は、九十九里中学校に設置する。

なお、10mを越える津波により役場庁舎が使用できない場合は、九十九里中学校又は移転先自治体等と調整し、施設を借り受けて役場機能を移転する。

(2) 本部設置又は廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止した場合、電話その他適当な方法により防災関係機関に通知する。

なお、設置した場合は、必要に応じ各関係機関に対し本部連絡員の派遣を要請する。

(3) 本部の指揮

本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその職務を代行する。

■災害対策本部の指揮権限の代行

第1順位	副町長（副本部長）	第2順位	総務課長（総務班長）
------	-----------	------	------------

(4) 災害対策本部の組織

① 災害対策本部会議

災害に関する情報を分析し、本部の基本方針を協議するため、本部長は本部員で構成する本部会議を開催する。

■協議事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 本部の動員配備に関すること ② 自衛隊、県及び関係機関への応援要請に関すること ③ 「災害救助法」の適用に関すること ④ その他災害対策の重要事項及び全体調整に関すること |
|--|

② 災害対策本部事務局

本部に事務局を置く。事務局は、総務班が中心となり本部会議の運営、記録及び本部と各班との連絡調整を行う。

③ 各班

各班は、災害対策本部体制下における事務分掌に従い、応急対策活動を遂行する。

(5) 対応長期化に備えた体制

総務班は、災害対応の長期化に備えて、災害対応従事者の健康を確保するため、ローテーション管理を行う。産業班は、物資・資機材等の確保に努める。

3 災害警戒体制及び災害対策本部解散後

災害対策本部を設置するに至らない規模の災害への対応や、災害対策本部解散後に災害対応を継続する場合は、災害対策本部組織及び災害対策本部事務分掌に基づき業務を行う。

4 現地災害対策本部

本部長は、災害の状況により必要に応じて、被災地に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置し、現地災害対策本部長を指名する。

また、必要な職員を派遣する。

5 防災情報システム及びインターネットの活用

情報の伝達及び収集に当たっては、防災情報システム及びインターネットを活用する。

- (1) 緊急速報メール及びくじゅうくり安全・安心メール等を活用し、警報・避難情報等を、携帯電話等へ一斉に即時配信する。
- (2) 町ホームページを活用し、迅速に各種の災害情報を提供するとともに、SNS 等による情報の随時提供に努める。

■主な活動項目

	区分	活 動 項 目
災害発生前	1 事前の情報収集、連絡調整	(1) 気象及び潮位変化等の状況把握及び分析 (2) 気象予報・警報等の迅速な伝達 (3) 防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合わせ並びに警戒体制の強化
	2 災害対策用資機材の点検整備	(1) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (2) 医薬品及び医療資機材の点検整備 (3) 防疫薬剤及び防疫用資機材の点検整備
	3 避難誘導対策	(1) 避難指示及び避難誘導の準備
	4 活動体制の整備	(1) 本部員となる課（局）長等による対策会議の設置 (2) 災害対策本部の対策動向の連絡
	5 活動体制の徹底	(1) 本部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 (2) 報道機関等に対する本部設置の発表 (3) 防災関係機関に対する本部設置の通知 (4) 災害応急対策用車両等の確保 (5) 各班の配備状況の把握 (6) 各班に対する町内の被害速報の収集の指示（人的及び住家被害状況の優先）
災害発生後	1 情報連絡活動	(1) 被害状況の迅速、的確な把握 (2) 被害速報の集計及び報告 (3) 災害情報の整理 (4) 災害情報の各班及び防災関係機関への伝達 (5) 気象、津波情報等の把握及び伝達 (6) 防災関係機関等との災害情報の照合
	2 災害対策本部会議の開催	(1) 災害の規模及び動向の把握 (2) 災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 (3) 自衛隊災害派遣要請 (4) 災害救助法の適用 (5) 災害応急対策の調整 (6) 配備体制の変更 (7) 現地災害対策本部の設置及び調査班の派遣 (8) 本部長指令の通知
	3 災害広報	(1) 災害情報及び災害応急対策の住民と報道機関への広報 (2) 災害写真、災害情報等の広報資料の収集
	4 避難対策	(1) 避難指示、避難誘導及び放送要請 (2) 避難所の設置、運営 (3) 避難状況の把握 (4) 避難者の救出救護 (5) 交通規制の実施
	5 自衛隊災害派遣要請	(1) 被災者の捜索、救助 (2) 給食給水活動
	6 県及び他の市町村に対する応援要請	(1) 被災者の捜索、救助要請 (2) 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん要請 (3) 災害応急対策活動要員の派遣要請
	7 ボランティア活動対策	(1) 災害ボランティアセンターの立ち上げ (2) ボランティア活動のニーズの把握 (3) ボランティアの受付・登録 (4) ボランティア活動の調整 (5) ボランティア受入体制の整備

第3章 災害応急体制 第1節 防災組織

	区分	活 動 項 目
	8 災害救助法適用 対策	(1) 被害状況の把握 (2) 災害救助法の適用基準該当の有無の判定 (3) 救助の種類の判定 (4) 災害救助実施計画の策定 (5) 災害救助法に基づく救助の実施
	9 現地災害対策本部 の設置	(1) 編成指示 (2) 編成 (3) 派遣
	10 機動力及び輸送力 の確保	(1) 災害応急対策用車両の確保 (2) 道路、橋梁等の被害状況の把握 (3) 道路上の障害物の除去 (4) 道路交通の確保
	11 医療・保健対策	(1) 応急医療・保健活動の実施 (2) 医薬品・医療用資機材の調達
	12 食料の応急対策	(1) 米穀等主食災害応急食料の調達 (2) 副食物等の調達 (3) 炊き出し供給の配分
	13 生活必需品の応急 対策	(1) 被服、寝具その他の生活必需品の調達
	14 給水対策	(1) 水源の確保及び給水の実施 (2) 応急給水資機材の確保
	15 防疫対策	(1) 防疫活動の実施 (2) 食品衛生活動の実施 (3) 防疫用資機材の調達
	16 文教対策	(1) 応急教育の実施 (2) 小中学校等施設の応急対策の実施
	17 農林水産応急対策	(1) 農林水産被害の把握 (2) 病虫害防除の実施 (3) 下水道応急対策の実施
	18 土木応急対策	(1) 土木関係被害の把握 (2) 道路交通応急対策の実施 (3) 浸水対策の実施
	19 国、県への陳情 要望対策	(1) 国、県等への要望書の提出 (2) 災害に対する国、県等の動向把握及びその対策
	20 被災者見舞対策	(1) 被災者（死傷者及び住家被害）見舞いのための職員派遣 (2) 被災者（死傷者及び住家被害）への見舞金等の措置
	21 被災者に対する 生活対策	(1) 被災者の住宅対策 (2) 世帯更生資金対策 (3) 農林水産復旧対策 (4) 租税及び学校授業料等の減免並びに奨学金の貸与 (5) 商工業復旧対策 (6) 土木公共施設関係復旧対策 (7) 見舞金及び義援金品の受入れ及び配布

対策項目	発災直後（～12時間）	初動（～3日間）	応急（4日～10日）	復旧（11日～）
災害対策本部の設置・運営	・職員の動員、配備（自動参集） ・庁舎の点検、応急処置（・災害対策本部の移設） ・災害対策本部の設置、運営	・災害救助法事務 ・燃料、車両の確保		
応援受け入れ	・県、市町村等への応援要請 ・自衛隊、緊急消防援助隊の要請 ・連絡窓口、集結場所、ヘリコプター離着陸場等の設置	・災害ボランティアセンター開設、受け入れ		
情報の収集・伝達	・被害情報の収集 ・県、国への報告（第1報）	・住民安否情報の収集、照会対応	・住家の被害調査	・被災者台帳の作成
広報活動	・避難指示等の伝達 ・記者発表	・防災無線、避難所での広報活動 ・報道機関からの問い合わせ対応	・災害広報紙の発行	
救助・消火	・行方不明者情報収集 ・捜索、救助、消火活動	・二次災害の警戒		
医療・保健	・救護所での医療提供体制の整備（医療救護班編成、救護所設置） ・医薬品等の確保	・透析患者等の対応	・被災地の消毒 ・避難者の健康管理（感染症等の予防、精神ケア等）	
遺体の取り扱い	・遺体安置所設置、資機材の確保 ・遺体の検視、検案、安置		・遺体の火葬	
避難所・生活支援	・避難所開設、避難者受け入れ ・備蓄品の配布 ・食料、生活必需品の確保	・町外への広域一時滞在 ・物資集積拠点開設 ・給水、炊き出し、飲料、生活必需品の配布 ・仮設トイレ設置、し尿収集、処理	・避難所の自主運営 ・避難所の設備等の環境整備 ・被災者の相談対応	・罹災証明書、被災証明書の発行 ・税の減免、弔慰金、見舞金の支給
要配慮者支援	・避難行動要支援者の避難支援	・避難所等の要配慮者の支援 ・福祉避難所の開設、収容	・要配慮者の生活支援	
インフラ、住宅対策	・道路啓開 ・道路、橋梁、河川、漁港等の点検、 ・被災建築物の応急危険度判定	- 被害調査、被災施設の応急復旧 ・宅地の危険度判定	・応急住宅等のニーズ把握	・被災インフラ施設の本復旧 ・住宅の応急修理、応急住宅の確保 ・被災建築物の解体、撤去、処理

第2節 動員・配備

第1 配備体制

災害対策活動体制の基準は、次のとおりとする。

1 地震・津波の配備体制

地震の発生と津波注意報・警報の発表が重複する場合は、高次の配備体制を優先する。

■ 配備体制の基準（地震・津波）

配備体制	配備基準	配備人員
災害対策本部設置前	第1配備 （地震）町域で震度4の地震が発生したとき【自動配備】 （予知）南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき【自動配備】 （その他）災害状況により町長が必要と認めたとき	・総務課 ※ その他、災害状況により必要な課（局）の職員を動員する。
	第2配備 （地震）町域で震度5弱の地震が発生したとき【自動配備】 （予知）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき【自動配備】 （津波）津波予報区「千葉県九十九里・外房」に津波注意報が発表されたとき【自動配備】 （その他）災害状況により町長が必要と認めたとき	・総務課 ・住民課 ・産業振興課 ・まちづくり課 ・ガス課 ・教育委員会事務局 ※ その他、災害状況により必要な課（局）の職員を動員する。
災害対策本部設置	第3配備 （地震）町域で震度5強の地震が発生したとき【自動配備】 （予知）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき【自動配備】 （津波）津波予報区「千葉県九十九里・外房」に津波警報が発表されたとき【自動配備】 （その他）地震又は津波により局地的災害が発生した場合、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、町長が必要と認めたとき	全課（局）職員 （概ね1/2の職員）
	第4配備 （地震）町域で震度6弱以上の地震が発生したとき【自動配備】 （津波）津波予報区「千葉県九十九里・外房」に大津波警報が発表されたとき【自動配備】 （その他）地震又は津波により大規模な災害が発生した場合で町長が必要と認めたとき	全課（局）職員 （全職員）

※ 勤務時間外において、上記のいずれかの配備体制が執られている場合、配備職員以外は、いつでも参集が可能なよう自宅待機とする。

2 風水害の配備体制

■配備体制の基準（風水害）

配備体制		配備基準		配備人員
災害対策本部設置前	準備配備	(状 況)	台風の接近等により災害の発生が予想されるとき	・総務課 ※ その他、災害状況により必要な課（局）の職員を動員する。
	第1配備	(警 報)	次の気象警報の1以上が発表されたとき ○大雨警報 ○洪水警報 ○暴風警報 ○暴風雪警報 ○大雪警報 ○高潮警報	・総務課 ・産業振興課 ・まちづくり課 ※ その他、災害状況により必要な課（局）の職員を動員する。
		(水 位)	主要河川の水位が水防団待機水位に達し、かつ町長が必要と認めたとき	
		(その他)	災害状況により町長が必要と認めたとき	
災害対策本部設置	第2配備	(警 報)	気象警報が発表され、かつ、本町付近が台風の暴風域に入る確率が70%以上のとき	・総務課 ・住民課 ・産業振興課 ・まちづくり課 ・教育委員会事務局 ※ その他、災害状況により必要な課（局）の職員を動員する。
		(気 象)	本町付近に「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき	
		(水 位)	記録的短時間大雨情報が発表され、町長が必要と認めたとき	
		(その他)	主要河川の水位が氾濫注意水位に達し、かつ町長が必要と認めたとき	
災害対策本部設置	第3配備	(警 報)	次の特別警報の1以上が発表されたとき ○大雨特別警報 ○暴風特別警報 ○暴風雪特別警報 ○大雪特別警報 ○高潮特別警報 ○波浪特別警報	全課（局）職員 （管理職+概ね1/2の職員）
		(気 象)	本町付近が台風の暴風域に入ることが確実と予測され、かつ町長が必要と認めたとき	
		(水 位)	主要河川の水位が氾濫注意水位を超えて計画高水位に迫り、かつ町長が必要と認めたとき	
		(その他)	局地災害が発生した場合、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、町長が必要と認めたとき 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき	
災害対策本部設置	第4配備	(水 位)	主要河川の水位が計画高水位に達し、町長が必要と認めたとき	全課（局）職員 （全職員）
		(その他)	町域に大規模な災害が発生した場合で、町長が必要と認めたとき	

※ 勤務時間外において、上記のいずれかの配備体制が執られている場合、配備職員以外は、いつでも参集が可能なよう自宅待機とする。

※ 主要河川（水位観測所）は、真亀川（不動堂）、作田川（小関）、木戸川（埴谷）、南白亀川（九十根）である。

3 大規模事故の配備体制

■配備体制の基準（大規模事故）

配備体制		配備基準	配備人員
災害対策本部設置前	第1配備	① 町域及び周辺に大規模事故が発生し、情報収集等が必要なとき ※ 消防庁への直接即報基準に該当する事故 ② その他、災害状況により町長が必要と認めたとき	・総務課 ※ その他、災害状況により必要な課（局）の職員を動員する。
	第2配備	① 町域及び周辺に大規模事故が発生し、現場での事故対応以外の対策が必要と町長が認めたとき ② その他、災害状況により町長が必要と認めたとき	・総務課 ※ その他、災害状況により必要な課（局）の職員を動員する。
災害対策本部設置	第3配備	① 町域及び周辺に重大な大規模事故が発生し、総合的な対策が必要と町長が認めたとき ② その他、災害状況により町長が必要と認めたとき	全課（局）職員 （概ね1/2の職員） 又は （全職員）

※ 勤務時間外において、上記のいずれかの配備体制が執られている場合、配備職員以外は、いつでも参集が可能なよう自宅待機とする。

第2 動員

4 動員配備

(1) 配備の決定

自動配備以外の場合は、総務課長から町長へ災害情報等を報告する。

町長は、報告に基づき、配備体制及び災害対策本部の設置を決定する。

(2) 動員の方法

配備体制の基準により、自動配備に該当する場合は、原則として動員連絡は行わない。

職員は、くじゅうくり安全・安心メール、テレビ・ラジオ、J-ALERTによる防災行政無線の放送や災害等の状況により自ら所定の部署に参集する。町長の配備決定による場合、総務班は、次のように配備指令を伝達する。

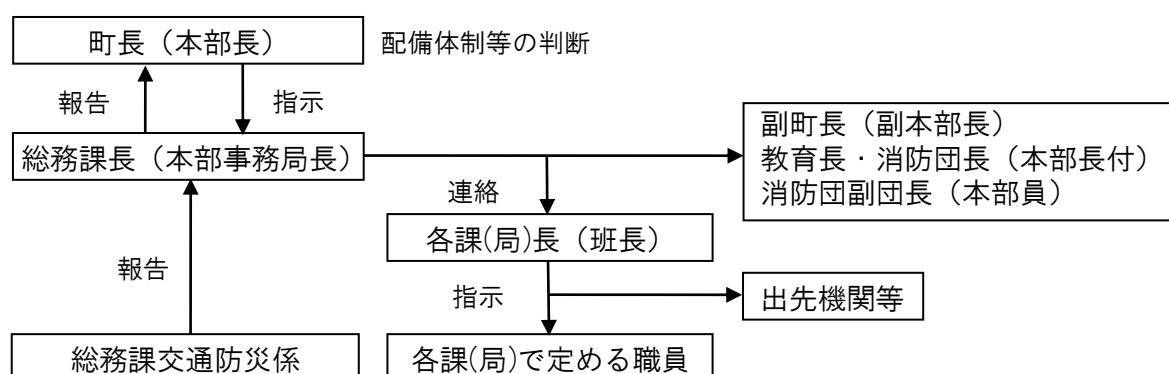
① 勤務時間内

庁内放送及び電話連絡等により動員を連絡する。

② 勤務時間外

くじゅうくり安全・安心メール、電話等により連絡を行う。

■動員の流れ（自動配備以外）



5 動員報告

各班長は、動員記録を作成し、総務班長に報告する。

また、総務班は、職員向けメールにより配信した配備指令の受信確認を基に、職員の安否を確認する。

第3 災害救助法の適用

1 救助の実施機関

「災害救助法」は、災害により大規模な被害が生じた場合、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としたものである。

九十九里町に「災害救助法」が適用された場合は知事が救助を行い、町長はこれを補助するものとする。

町長は、「災害救助法」が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助の事務に着手するものとする。

■災害救助法の救助項目と町長委任事項

救 助 の 種 類	町長 委任※	期間
避難所の供与	○	災害発生の日から 7 日以内
応急仮設住宅の供与	△	災害発生の日から 20 日以内に着工
炊き出しその他による食品の給与	○	災害発生の日から 7 日以内
飲料水の供給	○	災害発生の日から 7 日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	○	災害発生の日から 10 日以内
医療	○	災害発生の日から 14 日以内
助産 ※災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者	○	分べんの日から 7 日以内
被災者の救出	○	災害発生の日から 3 日以内
被災した住宅の応急修理	○	災害発生の日から 1 か月以内
学用品の給与	○	教科書等 災害発生の日から 1 か月以内 文房具等 災害発生の日から 15 日以内

埋葬	○	災害発生の日から	10日以内
死体の搜索	○	災害発生の日から	10日以内
死体の処理	○	災害発生の日から	10日以内
障害物の除去	○	災害発生の日から	10日以内

※ 迅速な救助を行う必要があるため「災害救助法施行細則」により町長に委任されている事項で、○は全ての事務、△は一部の事務を委任することを示す。

2 災害救助法の適用基準

(1) 災害救助法の適用基準

「災害救助法」の適用基準は、「災害救助法施行令」（昭和22年10月30日政令第225号）第1条第1項の1～4号の規定による。九十九里町における具体的適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
町内の住家が滅失した世帯の数	50以上	第1条第1項第1号
県内の住家が滅失した世帯の数	2,500以上	第1条第1項第2号
そのうち町内の住家が滅失した世帯の数	25以上	
県内の住家が滅失した世帯の数	12,000以上	第1条第1項第3号前段
そのうち町内の住家が滅失した世帯の数	多数	
災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情（※1）がある場合であって、町内において多数の世帯の住家が滅失したものであること。	知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第3号後段
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準（※2）に該当するとき。	知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第4号

※1 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※2 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 滅失世帯の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の被害認定基準による。

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により、次のとおりみなし換算を行う。

■滅失住家の換算

○ 全壊（全焼・流失）住家	1世帯	・ ・ ・ ・ ・	滅失住家	1世帯
○ 半壊（半焼）住家	2世帯	・ ・ ・ ・ ・	滅失住家	1世帯
○ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった住家	3世帯	・ ・ ・ ・ ・	滅失住家	1世帯

注）床下浸水、一部破損は換算しない。

■被害の認定基準

被害の区分	認 定 の 基 準
住家の全壊全焼 (全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもをいう。
住家の半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもをいう。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。

※ 「住家」とは、現実に居住のために使用している建物であり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取扱う。

※ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

3 災害救助法の適用手続き

- (1) 町域の災害が、「災害救助法」の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、本部長は直ちにその旨を知事に報告する。
- (2) 「災害救助法施行細則」第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長は「災害救助法」の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。
- (3) 手続きは、総務班が行う。

4 災害救助法が適用されない場合の措置

「災害救助法」の適用基準に満たない災害の場合でも、同法に準じて本部長が各種救助を実施する。

第 4 章 災害復旧・復興対策

第1節 生活安定のための緊急措置

《対策の体系》

項 目	実施担当	関係機関
第1 被災者の生活確保	総務班、企画班、調査班、住民班、保健班、福祉班、建設班	九十九里町社会福祉協議会、県（県土整備部）、千葉南公共職業安定所、日本郵便株式会社、公共機関
第2 事業者等への支援	産業班	九十九里町商工会、山武郡市農業協同組合、九十九里漁業協同組合

第1 被災者の生活確保

1 被災者台帳の作成

(1) 被災者台帳の作成

住民班は、被災者への支援を漏れなく行うために、被災者の被害状況、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を整備し、各班で共有する。

(2) 被災者台帳の利用

住民班は、次のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳を利用する。

- ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ② 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ③ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。

2 安否情報の提供

住民班は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された住民の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

3 雇用の確保

千葉南公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

- ① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- ② 公共職業安定所に出向くことが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡

回職業相談の実施

- ③ 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用
- ④ 雇用保険の失業給付に関する特例措置

4 税の減免等

調査班は、法令等の規定に基づき、被災した納税義務者に対し、町税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について速やかに適切な措置を講ずるものとし、次の措置をとる。

(1) 納税期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は町税の納付若しくは納入することができないと認めるときは、期日を指定してその期限を延長するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。（「地方税法」（昭和25年7月31日法律226号）第15条）

(3) 滞納処分の執行の停止

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予等適切な措置を講じる。

(4) 減免等

被災した納税義務者等の申請に基づき、減免等を行う。

5 介護保険における対応

保健班は、災害によって被害を受けた介護保険の被保険者に対して、認定更新申請期限の延長、給付差し止め等の緩和、給付割合の変更等の対応をとる。

6 災害弔慰金等の支給等

(1) 災害弔慰金の支給

福祉班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年9月18日法律第82号）に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

総務班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障がいがある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金の貸付

総務班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付を行う。

7 生活福祉資金

九十九里町社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、

「災害救助法」が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

8 生活相談

住民班は、役場に被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。

9 郵便関係の支援

「災害救助法」が発動された場合は、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ③ 災害時における窓口業務の維持
- ④ 災害特別事務取扱、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

10 公共料金の特例措置

公共機関は、被害を受けた住民の生活を支援するため、災害の規模に応じ、公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

11 公営住宅の建設等

(1) 災害公営住宅の建設

建設班は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

これに対し、県は適切に指導・支援を実施する。

(2) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、住宅の建設又は購入及び自宅の補修に対し融資を行う。

(3) 公営住宅の空き家の活用

県は、公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、「被災市街地復興特別措置法」（平成7年2月26日法律第14号）第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

12 義援金の支給

(1) 義援金等の受入と保管

企画班は、義援金等を受け入れる口座を指定金融機関に開設し、町に送付された義援金

等を保管する。

また、日本赤十字社等を通じて配分された義援金等を受け付ける。

(2) 義援金等の配分

企画班は、義援金等の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

(3) 義援金等の支給

企画班は、災害義援金配分委員会の協議によって配分された、義援金等を被害状況に応じて被災者に支給する。

1.3 被災者生活再建支援資金の支給

総務班は、「被災者生活再建支援法」（平成10年5月22日法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金を支給する。

(1) 対象となる自然災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- ① 「災害救助法施行令」第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の被害が発生した都道府県の他の市町村（人口10万人未満に限る）で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ⑤ ③又は④の都道府県の区域に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満に限る）で①～③のいずれかに隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ⑥ ③又は④の都道府県が2以上ある場合で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）又は2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

(2) 対象世帯

自然災害により被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金が支給される。

- ① 居住する住宅の全壊した世帯
- ② 居住する住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 被災者生活再建支援金の支給

支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世

帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

なお、支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体 (半壊・敷地被害)	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅入居者を除く)
支給額 (全壊・解体・長期 避難・大規模半壊)	200万円	100万円	50万円
支給額 (中規模半壊)	100万円	50万円	25万円

1.4 千葉県被災者生活再建支援事業

① 被災者生活再建支援法の対象とならない次の災害で被害を受けた世帯に、上記と同等の支援金を支給する。

- ・県内で全壊が10世帯以上の災害（県内すべてを対象）
- ・1市町村で全壊が5世帯以上の災害（当該市町村を対象）

② 本事業の実施主体は、市町村とする。（費用負担：県1/2、市町村1/2）

第2 事業者等への支援

1 中小企業への融資

産業班は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定のため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、九十九里町商工会等との連携を図り周知を行う。

2 農林漁業者への融資

産業班は、農林漁業者に対する災害の応急復旧に係る各種融資制度について、九十九里漁業協同組合及び山武郡市農業協同組合等との連携を図り周知を行う。

■貸付金の種類

① 天災資金	
② 県単農業災害資金	
・経営安定資金	・施設復旧資金
③ 県漁業災害対策資金	
・経営安定資金	・施設復旧資金
④ 株式会社日本政策金融公庫資金	
・農業基盤整備資金	・農林漁業セーフティネット資金
・林業基盤整備資金	・漁業基盤整備資金
・漁船資金	・農林漁業施設資金

第2節 災害復旧

《対策の体系》

項 目	実施担当	関係機関
第1 災害復旧事業	各班	国、県等
第2 国の財政援助等	各班	国、県等

第1 災害復旧事業

町は、国及び県と連携して被害の再発生を防止し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し、復旧事業にあたる。

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

第2 国の財政援助等

財政の援助及び助成は、適正かつ速やかに行うものであるが、法律等により国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業については、主務大臣が行う災害復旧事業費の決定を、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果に基づき行うこととなっている。

法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる法律並びに災害復旧事業は次のとおりである。

1 法律により一部負担又は補助するもの

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は、次のとおりである。

■復旧事業の概要

法 律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、公園の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関災害復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用の一部
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、林業用施設、共同利用施設の復旧事業

水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
海岸法	海岸保全施設等の復旧
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者社会参加支援施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者支援施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業
砂防法	土砂災害防止対策

2 激甚災害に係る財政援助措置

町及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号）（以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。

■激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
- セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）による災害関係保証の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助措置
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ク 雇用保険法（昭和49年12月28日法律第116号）による求職者給付の支給に関する特例

第3節 災害復興対策

《対策の体系》

項 目	実施担当	関係機関
第1 災害復興の基本	各班	国、県等
第2 災害復興本部の設置	企画班	国、県等
第3 災害復興の流れ	企画班、各班	国、県等

第1 災害復興の基本

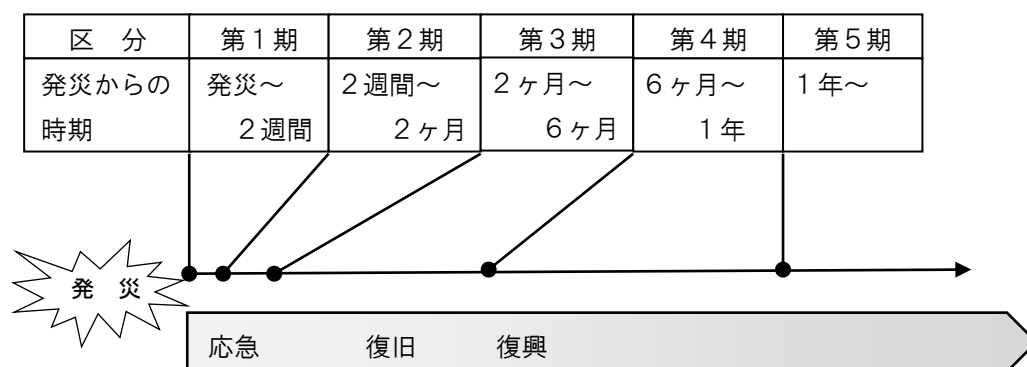
1 災害復興方針の策定

災害復興は、現状の復旧だけでなく、被災前の状況と比較して「安全性の向上」、「生活環境の向上」、「産業の高度化や地域振興」等が図られる質的な向上を目指すこととする。

さらに、復興のプロセスに当たっては、「自助」、「共助」、「公助」の連携を図ることにより、地域力を活かし、都市基盤の復興、経済の復興、住宅の復興、生活・暮らしの復興等、生活の全てにわたる分野を対象とする。

2 災害復興の時期区分

災害復興に取り組むプロセスは、被災の程度や範囲等により異なるが、概ね、時期区分を次のとおりとする。



第2 災害復興本部の設置

1 災害復興本部の設置

企画班は、被害が「大規模災害からの復興に関する法律」の規定に該当する場合等において、災害復興計画の策定や各種復興事業を、総合的にかつ迅速に推進するために、庁内における復興対策における臨時組織として町長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置する。

また、災害復興本部は、災害対策本部及び防災会議等の方針と復興対策との整合の検討を行う。

2 復興チームの設置

復興本部内に復興を横断的かつ組織的に行うため、機能別のチームを設置する。チームの

種類や担当は、復興の状況により異なるが、概ね次のとおりとする。

■復興チームの事例

チーム	機能
都市復興チーム	市街地の計画、建築制限区域の指定、都市復興基本方針の策定、都市復興基本計画の策定等
経済復興チーム	経済復興基本方針の策定、経済復興基本計画の策定等
住宅復興チーム	住宅復興基本方針の策定、住宅復興基本計画の策定等
生活・暮らし復興チーム	生活・暮らし復興基本方針の策定、生活・暮らし復興基本計画の策定
統括調整チーム	復興本部の事務局として上記チームの統括・調整、復興計画検討委員会の運営、復興審議会の運営、被害情報の整理、復興の基本方針の策定等

第3 災害復興の流れ

災害復興については、被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況等に
応じた災害復興基本計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。

事業の実施に当たっては、必要に応じて関連諸制度を活用しながら、良好な市街地の形成や
都市基盤機能の更新、経済、住宅、生活・暮らしの復興を図る。

発災から災害復興基本計画策定までは、災害の状況により異なるため、事例として手順を示
す。

1 第1期：被害状況の概略把握（発災～2週間）

災害発生後早期に被災状況図を作成し、災害復興基本計画の早期策定のための基礎資料と
する。

被害状況について、現地調査、航空写真等による情報を総合して被害概況の概略を把握す
る。

2 第2期：（2週間～2ヶ月）

（1）詳細な被害状況把握

災害復興基本計画策定に役立てるため、第1期の概況概略把握に加え、大学、学会、報
道機関や民間企業等と連携した現地調査等や、応急危険度判定等による情報、web 情報を
総合して、被害状況を詳細に把握する。

（2）災害復興ガイドラインの策定

① 策定の体制

復興計画検討委員会（各分野ごとの学識経験者等）

② 内容

被災地域の将来復興ビジョン、市街地の復興と生活の復興を両輪と捉えた復興の基本
理念・方針

(3) 震災復興の基本方針の策定

① 策定の体制

復興計画検討委員会

② 内容

災害復興ガイドラインを踏まえた復興ビジョン、都市復興、住宅復興、経済復興、生活・暮らしの復興の基本方針

3 第3期：(2ヶ月～6ヶ月)

(1) 災害復興基本計画の策定

① 策定の体制

復興計画検討委員会を母体として編成する。

② 策定項目

ア 基本理念

イ 方向性

ウ 基本方針・目標

エ 目標年次

オ 対象地域

カ 復興施策(都市復興、経済復興、住宅復興、生活・暮らし復興)の体系

キ 復興施策や復興事業の推進方策

ク 復興施策や復興事業の優先順位

(2) 地区別整備計画の策定

地区別の被災の特徴を踏まえてきめ細やかな復興事業を推進するため、地区整備課題・方針、整備手法、整備スケジュール等を示す「地区別整備計画」を策定する。

4 第4期：(6ヶ月～1年)

(1) 地区別細部計画の策定

地区別の具体的な整備計画を決定するとともに、費用負担、手続、スケジュール、各種助成・優遇策を合わせて提示する。

5 配慮事項

災害復興計画等の策定に当たっては、情報提供や復興に関する住民ニーズを段階に応じて把握する。

特に、女性、高齢者、障がい者、子供等の視点を考慮するとともに、これらの人々の策定過程への参画に配慮する。

6 特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市町村となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な職員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長又は県知事に対して職員の派遣又はそのあつせんを要請する。